

2010年7月

結論の根拠

公開草案 ED/2010/8

保険契約

コメント募集期限：2010年11月30日

ASBJ 

 FASF

 IFRS™

公開草案に関する結論の根拠

保険契約

コメント募集期限：2010年11月30日

ED/2010/8

This Basis for Conclusions accompanies the proposed International Financial Reporting Standard (IFRS) set out in the exposure draft *Insurance Contracts* (see separate booklet). Comments on the draft IFRS and its accompanying documents should be submitted in writing so as to be received by **30 November 2010**. Respondents are asked to send their comments electronically to the IFRS Foundation website (www.ifrs.org), using the 'Open to Comment' page.

All responses will be put on the public record unless the respondent requests confidentiality. However, such requests will not normally be granted unless supported by good reason, such as commercial confidence.

The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for loss caused to any person who acts or refrains from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

Copyright © 2010 IFRS Foundation®

All rights reserved. Copies of the draft IFRS and its accompanying documents may be made for the purpose of preparing comments to be submitted to the IASB, provided such copies are for personal or intra-organisational use only and are not sold or disseminated and provided each copy acknowledges the IFRS Foundation's copyright and sets out the IASB's address in full. Otherwise, no part of this publication may be translated, reprinted or reproduced or utilised in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation

The Japanese translation of the Basis for Conclusions contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/'Hexagon Device', 'IFRS Foundation', 'eIFRS', 'IAS', 'IASB', 'IASB Foundation', 'IASCF', 'IFRS for SMEs', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'International Accounting Standards', 'International Financial Reporting Standards' and 'SIC' are Trade Marks of the IFRS Foundation.

Additional copies of this publication in English may be obtained from:

IFRS Foundation Publications Department,

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

公開草案に関する結論の根拠

保険契約

コメント募集期限：2010年11月30日

ED/2010/8

この結論の根拠は、公開草案「保険契約」(別冊参照)に示された国際財務報告基準(IFRS)案に付属するものである。基準案及び付属文書に対するコメントは、2010年11月30日までに届くよう、文書で提出されたい。回答者は、IASBのウェブサイト(www.ifrs.org)に、「コメントの募集」のページから電子的にコメントを提出するよう求められる。

すべての回答は公開の記録に掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外であるが、そのような要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。

IASB、IFRS財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、たとえそれが過失などによるものであっても、責任を負わない。

コピーライト © 2010 IFRS Foundation®

すべての権利は保護されている。本提案草案及び付属文書のコピーは、そのコピーが個人的又は組織内部だけの使用で、販売もしくは配布されることがなく、また、それぞれのコピーがIFRS財団の著作権であることを識別でき、かつ、IASBのアドレスを完全に表示している場合に限り、IASBへ提出されるコメントを作成する目的で作成可能である。そうでない場合、本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

本出版物に含まれている結論の根拠の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は、IFRS財団の著作物である。



IFRS財団ロゴ/IASBロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘eIFRS’、‘IAS’、‘IASB’、‘IASC Foundation’、‘IASCF’、‘IFRS for SMEs’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘International Accounting Standards’、‘International Financial Reporting Standards’及び‘SIC’はIASCFの商標である。

本出版物の英語版の追加のコピーは、IFRS財団から入手できる。

IFRS Foundation Publications Department

1st Floor, 30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.

Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

目 次

	項
はじめに	BC1-BC2
背 景	BC3-BC10
保険契約に関する当審議会のプロジェクト	BC3-BC7
保険契約に関する FASB の見解	BC8-BC10
本公開草案における提案	BC11-BC13
測 定	BC14-BC44
測定モデルを改訂する必要性	BC14-BC17
一般に適用可能な IFRS を適用する	BC18-BC35
収益認識	BC20-BC32
IAS 第 37 号を支払備金に適用する	BC33
預り金要素を金融負債として処理する	BC34-BC35
現行モデルを選択する	BC36-BC38
保険契約についての新しい会計モデル	BC39-BC44
測定アプローチの開発	BC45-BC155
履行キャッシュ・フロー	BC51-BC87
将来保険料から生じるキャッシュ・フロー	BC53-BC66
有配当性	BC67-BC75
組込オプション及び保証	BC76-BC82
将来キャッシュ・フローの見積りの変更	BC83-BC87
貨幣の時間価値	BC88-BC104
すべての保険契約について貨幣の時間価値が	BC89-BC94
資産ベースの割引率	BC95-BC97
流動性	BC98-BC104
リスク及び不確実性の描写	BC105-BC107
リスク調整	BC108-BC123
保険契約の測定にリスク調整を含める理由	BC109-BC115
リスク調整を見積る技法	BC116-BC117
リスク調整の集約レベル	BC118-BC123
残余マージン	BC124-BC133
残余マージンの解放	BC125-BC129

残余マージンの集約レベル	BC130
残余マージンに係る利息の計上	BC131-BC133
その他の測定の論点	BC134-BC155
新契約費	BC135-BC140
ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約	BC141-BC144
一部の短期契約の責任準備金について修正された測定	BC145-BC148
外貨	BC149-BC152
ユニット・リンク契約の基礎となる資産	BC153-BC155
表 示	BC156-BC187
財政状態計算書	BC156
包括利益計算書	BC157-BC187
マージン・アプローチ	BC159-BC166
保険料アプローチ	BC167-BC169
マージン・アプローチと保険料アプローチの組合せ	BC170
その他の包括利益での非表示	BC171-BC183
ユニット・リンク契約の基礎となる資産	BC184-BC187
範 囲	BC188-BC225
保険契約の定義	BC189-BC197
クレジット・デフォルトに対するカバー	BC193-BC197
裁量権のある有配当性を有する金融商品	BC198-BC203
範囲除外	BC204-BC209
製品保証	BC206-BC207
固定料金のサービス契約	BC208-BC209
保険契約の識別（アンバンドリング）	BC210-BC219
組込デリバティブ	BC220-BC225
認識及び認識の中止	BC226-BC229
再保険	BC230-BC241
再保険者の再保険負債	BC231
出再者の再保険資産	BC232-BC241
マージン	BC234-BC237
減損	BC238-BC241
開 示	BC242-BC243
経過措置	BC244-BC253

残余マージンについての経過措置	BC245-BC249
繰延新契約費及び一部の他の無形資産の除去	BC250
クレーム・ディベロップメントの開示	BC251
IFRS の初度適用企業	BC252
金融資産の再指定	BC253
発効日及び早期適用	BC254-BC257
ベネフィットとコスト	BC258-BC263
付録：本公開草案の提案と FASB のアプローチとの差異 代替的見解	

公開草案「保険契約」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、本基準案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

はじめに

- BC1 国際会計基準審議会は、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」（2007年5月に公表）における提案に対するコメントの分析後、公開草案「保険契約」を開発した。本公開草案は、保険契約の会計処理に関する当審議会のプロジェクトのフェーズの一部である。
- BC2 この結論の根拠は、当審議会が本公開草案における結論に至った際の検討事項をまとめている。議論での重点の置き方は、各審議会メンバーにより異なるものであった。

背景

保険契約に関する当審議会のプロジェクト

- BC3 当審議会の前身機関である国際会計基準委員会は、保険契約に関するプロジェクトを1997年に開始した。当審議会は2001年に設置され、このプロジェクトを当初の作業計画に含めた。このプロジェクトを、2005年に国際財務報告基準（IFRS）を採用する多数の保険会社に間に合うように完成することは実現可能ではなかったため、当審議会は、このプロジェクトを2つのフェーズに分割した。
- BC4 当審議会は、2004年に、次のようなIFRS第4号「保険契約」を公表することによりフェーズを完了した。
- (a) 保険契約についての会計実務への限定的な改善を行った。
 - (b) 保険契約についての多様な会計実務の継続を認め、それにより、フェーズで結論が逆になるかもしれないような大幅な変更を回避した。
 - (c) 保険者に保険契約に関する情報を開示することを要求した。
- BC5 当審議会は、保険契約プロジェクトのフェーズを、本公開草案における提案に基づいたIFRSを公表することにより完成させることを目指している。フェーズの目的は、保険契約についての認識、測定、表示及び開示の規定を取り扱う高品質な基準を開発することである。当審議会は、IFRS第4号は無期限に存続することはできないと考えている。IFRS第4号は実務の多様性を容認しており、その中には、財務諸表の利用者に目的適合性と表現の忠実性のある情報を提供しない実務も多いからである。特に、現行の実務には以下のような欠陥がある。

- (a) 一部の實務は、長年にわたり断片的なやり方で成立したものであり、複雑性の高い契約（複合種目契約やストップロス契約など）を取り扱ったり、新種の保険契約について新たに生じる問題を解決したりするための、一貫性のあるフレームワークを提供していない。
- (b) 会計処理方法が、投資家その他の資本提供者のニーズ（保険規制当局のニーズとは異なることもある）を満たすことよりも、保険規制当局のニーズに合わせたものとなっている場合がある。
- (c) 保険者が用いている實務の中には、他の企業（特に、銀行やファンド・マネージャーなどの他の金融機関）が用いている實務と異なっているが、その差異について十分な理由がないものがある。こうした差異は、保険者と他の金融機関との間の比較を妨げている。それは、金融コングロマリットが内部的に不整合な財務諸表を作り出すことを意味することにもなり得る。

BC6 2007年5月に、当審議会は、保険契約から生じる保険者の権利及び義務（すなわち、資産及び負債）についての会計モデルの主な構成要素に関して、予備的見解を示したディスカッション・ペーパーを公表した。当審議会はこれに対する162件のコメントレターを受け取った。コメント提出者の大半は、保険契約についての新しいIFRSが緊急に必要であると述べ、保険契約の測定は3つのビルディング・ブロック（将来キャッシュ・フローの見積り、貨幣の時間価値及びリスク調整）を考慮に入れるべきであるという点で当審議会に同意した。しかし、コメント提出者のほぼ全員が、それらのビルディング・ブロックの個々の局面に関する重大な懸念を示した。ディスカッション・ペーパーの提案に関するフィードバックは、BC45項からBC50項で検討している。

BC7 ディスカッション・ペーパーの公表後、当審議会は保険ワーキング・グループとの協議を継続した。これは、保険会社の上級財務役員、アナリスト、保険数理人、監査人及び規制当局者のグループであり、2004年に設置されたものである。さらに、2009年に当審議会は、提案された保険モデルの實務上の適用のいくつかの局面をより良く理解するために、フィールド・テストを実施した。保険会社16社（根拠地は、アジア、オーストラリア及び北米の市場で、生命保険、損害保険及び再保険の事業を行っている）が参加した。

保険契約に関する FASB の見解

BC8 2007年8月に、米国財務会計基準審議会（FASB）は、関係者にコメント募集「FASBの提案：保険者と保険契約者による保険契約の会計処理」を公表し、それにはIASBのディスカッション・ペーパーが含まれていた。FASBはこれに対して44件のコメントレターを受け取った。2008年10月に、FASBはIASBと共同で本プロジェクトに参加することを決定した。しかし、このプロジェクトは、FASBと合意した覚書（MoU）の一部ではない。MoUは、会計基準の改善を達成し、IFRSと米国の一般に公正妥当と認められる会計原則

(US GAAP) とのコンバージェンスを増進することを目指すものである。

- BC9 FASB が本プロジェクトに参加した後、保険モデルに関する当審議会の議論の大部分は、FASB と共同で行われ、当該モデルの特徴に関する決定の多くは FASB と共同で行われた。しかし、当審議会は、保険契約に関する公開草案を FASB とは別個に公表している。FASB は関係者からの追加的インプットを要求するためのディスカッション・ペーパーを公表する予定である。そのディスカッション・ペーパーは、IASB の提案、FASB の暫定決定、及びそれらのモデルのそれぞれと現行の US GAAP との比較を示すものとなる。
- BC10 この結論の根拠は、IASB と FASB が保険契約の特定の局面について異なる見解に至った、少数の領域を識別している。IASB の決定と FASB の決定との間の差異は、付録に要約されている。

本公開草案における提案

- BC11 本公開草案は、すべての種類の保険契約について、以下のような包括的な測定アプローチを提案している。ただし、一部の短期契約についてはそのアプローチの修正版が適用される。
- (a) 保険契約を、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性についての現在の評価を用いて測定する。その将来キャッシュ・フローは、保険者の契約の履行につれて、契約により生み出されると保険者が予想するものである (BC14 項から BC155 項)。
 - (b) 当期における保険契約の収益性の主要な決定要因に関する情報を提供する (BC156 項から BC187 項)。
- BC12 この結論の根拠は、まず、保険者が自らの財務諸表において保険契約をどのように測定し表示するかについての当審議会の提案を論じている。その後、それらの結論が本公開草案の他の提案の形成にどのように役立ったのかを述べている。
- (a) 範囲(BC189 項から BC225 項)。本基準案は、本基準案で定義されている保険契約(すなわち、生命保険及び損害保険、元受保険及び再保険) に適用される。これは、保険事故発生前期間 (正当な保険金請求に応じるために保険者が待機しているカバー期間) 及び保険金請求処理期間 (保険事故が発生したが最終的な支払が未確定である期間) の両方においてである。本基準案は、裁量権のある有配当性を有する金融商品の発行者が、そのような金融商品を会計処理する際にも、適用される。
 - (b) 認識及び認識の中止 (BC226 項から BC229 項)。本基準案は、保険者が契約の当事者となった時に保険契約を認識し、負債が消滅した時に保険契約の認識の中止を行うことを提案している。

(c) 再保険（BC230 項から BC241 項）。本基準案は、再保険と元受保険に同一のモデルを適用することを提案している。

(d) 開示（BC242 項から BC253 項）

(e) 経過措置、発効日及び早期適用（BC254 項から BC257 項）

BC13 最後に、この結論の根拠は、本基準案の導入のベネフィットとコストについての当審議会の評価を述べている（BC258 項から BC263 項）。

測定（第 16 項から第 66 項）

測定モデルを改訂する必要性

BC14 保険契約は、次のものを含む一連のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを生み出す権利及び義務の束を生じさせる。

(a) 顧客から受け取る保険料

(b) 正当な保険金請求を履行するために保険契約者に支払われる給付

(c) 保険金請求が正当かどうかの調査及びそれらの請求の決済のためのコスト（保険金請求処理コスト）

(d) 契約の存続期間中の契約維持のコスト

(e) 有配当保険契約の契約者に対する追加的な支払（例えば、配当及びボーナス）

(f) アカウント・ドリブン契約（一部の国々で、ユニバーサル・ライフ契約と呼ばれるものなど）の契約者に付与される利息

(g) 多くの保険契約に組み込まれているオプション、保証及び他のデリバティブにより生じる支払

BC15 最も単純な保険契約（例えば、多くの損害保険）は、保険カバーのみを提供する。しかし、他の保険契約の多くは、種々の構成要素から生じる数種類のキャッシュ・フローを混合していて、それらは、もし単独の契約として発行されたならば、さまざまな会計処理の対象となるものである。それらの構成要素には、次のようなものがある。

(a) 純粋な保険（上記のとおり）

(b) 純粋な預り金、例えば、企業が固定額を受け取り、その金額に一定の期間に係る固定金利を付けて返済する金融商品

(c) 金融デリバティブ、例えば、金利オプション又は株価指数連動オプション

- (d) 保険以外のサービス、例えば、年金管理、資産管理又は保管サービス（例えば、ミューチュアル・ファンド資産の）

BC16 このような構成要素を含む契約の例として、次のものがある。

- (a) 重要な預り金要素を伴う生命保険契約
- (b) 所定の状況（死亡、満期、解約又は年金開始時など）における最低限のリターンを保証した、ユニット・リンク契約（一部の国では、変額契約と呼ばれる）
- (c) 保険カバーと投資リターンを提供する有配当契約で、所定の状況における最低限の投資リターンの保証により補完されているもの
- (d) 生命保険契約に、解約オプション、転換オプション、支払の中止若しくは中断のオプション、又はカバーの削減若しくは拡大のオプションが付いたもの

BC17 当審議会は、保険契約の会計モデルの開発についての以下のアプローチを検討した。

- (a) 一般に適用可能な IFRS を保険契約に適用する（BC18 項から BC35 項）
- (b) 保険契約の会計処理に関する既存のモデル（例えば、現行の US GAAP）を選択する（BC36 項から BC38 項）
- (c) 保険契約に適切な新しい会計モデルを開発する（BC39 項から BC44 項）

一般に適用可能な IFRS を適用する

BC18 保険契約は、多くの一般的な現行基準又は基準案の範囲から除外されている。それらは、除外規定がなければ、保険契約に適用される可能性のあったものであり、その中には以下に関する基準が含まれている。

- (a) 収益認識（公開草案「顧客との契約により生じる収益」(2010年6月公表)参照）
- (b) 負債（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」参照。また、関連する公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」(2010年1月公表)も参照）
- (c) 金融商品（IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS 第 9 号「金融商品」、IAS 第 32 号「金融商品：表示」及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」参照。また、それらの IFRS の修正を提案している関連の公開草案、例えば、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」(2010年5月公表)なども参照）

BC19 大まかに言えば、それらの基準の範囲に保険契約を含めると、次のような結果を生じることになる。

- (a) 保険者は、各保険料の中のサービス要素と預り金要素とを識別する。

- (b) サービス要素については、保険者は保険料を公開草案「顧客との契約により生じる収益」における提案のように会計処理する（BC20 項から BC32 項参照）。保険者は、支払備金を IAS 第 37 号に従って会計処理する（BC33 項参照）。
- (c) 保険者は、金融商品の基準を預り金要素に適用する。

収益認識

- BC20 仮に保険者が公開草案「顧客との契約により生じる収益」における提案（「提案されている収益認識モデル」）を保険料のサービス部分に適用したとすると、保険者は以下のことを行うこととなる。
- (a) 契約における別個の履行義務を識別し、それらの履行義務に収益要素を配分して各履行義務に係る取引価格を算定する。
- (b) それらの履行義務のうち未充足のものを、それらの履行義務に配分される取引価格の金額で測定する。
- (c) 履行義務が不利である場合には、追加的な負債を認識する。
- (d) 保険者が履行義務を保険カバーの提供により充足した時に、収益を認識する。通常、収益はカバー期間にわたって連続的に認識されることになる。
- (e) 保険金請求が発生した時に支払備金を認識する。
- BC21 収益認識モデルの適用は、一部の種類の保険契約（例えば、短期契約の多く）については困難ではなく、当該モデルは利用者に有用な情報を提供するであろう。確かに、収益認識モデルをそれらの契約に適用した結果は、保険契約に関する本基準案で提案しているアプローチとほぼ同様になるであろう。BC145 項から BC148 項は、このことをさらに詳細に説明している。
- BC22 しかし、他の種類の保険契約については収益認識モデルの適用はより一層困難となり、その結果は利用者にとって限定的な用途しかないであろう。問題となる領域の例として、次のようなものがある。
- (a) ストップロス契約及び重要な免責条項のある一部の契約
- (b) 保険事故の予想コストが時の経過により上下双方に変動する可能性が高い契約（例えば、ある種の保証など）
- (c) 被保険権利の低下に対する保護を非明示的に提供している契約
- (d) 年金
- (e) 有配当保険契約における投資管理サービス

BC23 次の例は、提案されている収益認識モデルを、ストップロス契約及び免責条項のある契約に適用する際の問題点を例示している。あるストップロス契約が、2010 年中の CU10 百万を超過する損失総額の 90%を、CU9 百万を上限としてカバーしているとする（すなわち、CU10 百万と CU20 百万との間の層の損失総額の 90%）。保険料は、CU1.2 百万とする。ここで 2010 年 6 月 30 日現在のポジションを考えてみる。最初の 6 か月間の損失総額が CU5 百万であり、年度の残り期間の損失総額が、CU5 百万未満（確率 60%）、CU5 百万と CU15 百万の間（合計確率 35%で、範囲内のすべての金額が同程度の可能性）、CU15 百万以上（確率 5%）であるとする。収益認識モデルをこの契約に適用するには、次の質問に答える必要がある。

(a) 2010 年 6 月 30 日現在、保険者が履行義務をどの程度充足しているのか。結果として、同日現在で保険者はどれだけの収益を認識すべきか。

(b) 2010 年 6 月 30 日現在、(もしあれば)保険者はどれだけの支払備金を認識すべきか。同日現在で、その年度に保険金を支払う必要があるかどうかは、まだ不明であるが、年度全体で CU9 百万を支払わなければならない可能性もあり、年度全体の支払金額の期待値は CU2,025,000 である[†]。

BC24 本基準案で提案しているモデルを適用すると、保険者は、2010 年 6 月 30 日までの 6 か月間のカバーに帰属する収益の金額を識別したり、同日現在の「発生済み」の損失の金額を識別したりする必要がなくなる。単純に、契約を次の金額の合計として測定するだけである。それは、残りのキャッシュ・フローの期待現在価値（CU2,025,000 の現在価値）に、リスク調整と、契約開始時に識別された残余マージンの残額を加算した金額である。

BC25 収益認識モデルは、リスクが時の経過によって上下双方に変動する可能性が高い契約（例えば、ある種の保証）については、あまりよく適合しない。株価に連動する生命保険契約が、(a)アカウント価値と(b)投資金額の 100%のいずれか高い方と同額の死亡給付を提供しているものと仮定する。すなわち、保険者はアカウント価値が投資金額よりも低い時に保険契約者が死亡するリスクを負担している。このリスクの負担に対して、保険者は追加的な保険料 CU1,000 を明示的又は非明示的に請求する。当該契約の途中で、アカウント価値が次のようであった場合、それぞれについて保険者は履行義務のどの部分を充足しているであろうか。(a) 投資金額の 130%の場合、(b) 投資金額の 100%の場合、(c) 投資金額の 70%の場合。アカウント価値が投資金額の 70%まで下がり、その後 100%まで戻る場合はどうか。収益認識モデルは、これらの質問に即座の回答を提供しない。

BC26 多くの生命保険契約は、収益認識モデルについて別の困難を生じさせる。毎月の保険料

^{*} この結論の根拠では、貨幣金額は「貨幣単位 (CU)」で表示している。

[†] 保険者が CU4,500,000 を支払う確率が 35%、9,000,000 を支払う確率が 5%ある。したがって、年度全体の損失の期待値 = $(35\% \times 4,500,000) + (5\% \times 9,000,000) = \text{CU}2,025,000$ である。

が一定の 20 年の生命保険契約で、保険者が期間中に契約の価格改定を行う能力がないものを考えてみる。各月に支払われる保険料は、保険契約者に次の 2 つの便益を提供する。

(a) 同月中の死亡に対するカバー

(b) 被保険権利の低下の可能性、あるいは病気になった場合に付保ができなくなることに
に対するカバー

BC27 原則として、収益認識モデルは、契約開始時に各月のカバーについての単独の販売価格を見積ること、又は、カバーの各月に保険料総額を合理的な方法で配分する何らかの合理的な近似を見出すことを、企業に要求することとなる。さらに、例えば、70 か月目のカバーについて、収益認識モデルは、少なくとも原則的には、当該月のカバーについて契約開始時に単独の販売価格を見積ることを企業に要求することとなる。その価格を見積ることは困難である可能性が高い。保険者は一般的にそのような先日付のカバーを別個に販売していないからである。そのような先日付のカバーの価格決定には、ポートフォリオの性質が契約開始時と 70 か月目との間に変化する可能性があるかどうかの考慮が必要となる。その変化の理由は、例えば、逆選択（すなわち、性質の異なる保険契約者は、失効その他のオプションを異なった方法で行使する可能性が高く、それにより、リスクの水準が平均を上回る保険契約者への集中度が高まるという事実）である。

BC28 生存年金は、一連の生存保険と見ることができる。生存保険は、保険契約者が所定の日
に生存している場合に、所定の給付を支払う契約である。それらの生存保険は、保険契約者が所定の日まで生存している場合に所定の給付を支払うよう待機することを、保険者に義務付ける。したがって、年金については、収益認識モデルは、原則として、取引価格の総額を当該契約に含まれている各生存保険に配分することを保険者に要求することとなる。その年金が毎月の支払を要求していると仮定すると、保険者は毎月、取引価格のうち当月に満期となる義務に配分された部分を収益として認識することとなる。さらに、当月中に死亡した保険契約者については、保険者はもはや履行義務がないので、残りの取引金額を同月中に収益として認識することとなる。保険契約者が従前の予想よりも長生きすると予想される場合には、保険者はそれによって取引価格を履行義務に再配分することが必要となる。それにより生じるモデルは、利用者には有用な情報を提供する可能性が低く、適用が複雑となる可能性が高い。

BC29 一部の有配当保険契約について、保険者は、投資管理サービスを提供するとともに最低限の投資リターンの保証を提供し、それと交換に、基礎となる資産の上昇可能性の一定割合を受け取る。収益認識モデルでは、保険契約者からの（上昇可能性の一定割合という形での）受取対価の金額を識別して見積り、それを充足済み及び未充足の履行義務に配分することを保険者に要求することとなる。

BC30 また、収益認識モデルは、以下の測定をすることにより、契約の権利と未充足の履行義

務に別々のアプローチを適用するので、さらに問題が生じる。

(a) 契約の権利を期待現在価値ベースで測定

(b) 未充足の履行義務を、当該義務に配分された対価の金額で測定（将来キャッシュ・フローに基づく不利な契約テストで補足）

BC31 契約の権利と履行義務の金額に別々のアプローチを適用することは、その契約が互いに独立な2つの別個のキャッシュ・フローの流れを生み出すと非明示的に仮定するのに等しい。しかし、これは多くの保険契約については当てはまらない。例として、毎月保険料を支払う20年の生命保険契約を考えてみる。保険契約者が60か月目に保険料を支払わないことにより契約が失効した場合には、保険者は保険契約者が61か月目以降に死亡しても死亡給付を支払わない。同様に、保険契約者が35か月目に死亡した場合、保険者は36か月目以降の保険料を受け取らない。インフローをアウトフローと区別して会計処理することは、インフローとアウトフローが互いに影響しないことを含意することとなるので、それらの性質を忠実に表現しない。これに対し、本基準案で提案されているアプローチは、すべてのインフローとアウトフローを同じ方法で処理する。

BC32 要するに、収益認識モデルを適用することは、一部の保険契約（例えば、多くの短期契約）については比較的容易であり、利用者に目的適合性のある情報を提供するが、他の種類の保険契約については、複雑となり、限定的な目的適合性しかない情報となる。これに対し、本基準案で提案されているアプローチは、すべての種類の保険契約について有用な情報を提供することになる。

IAS 第37号を支払備金に適用する

BC33 仮に保険者が支払備金にIAS 第37号を適用するとした場合には、保険事故の発生時に支払備金を認識し、その支払備金の当初測定も事後測定もIAS 第37号に従って行うこととなる。その測定には、キャッシュ・フローの現在の見積り、及び、当該負債に固有のリスクを反映した現在の市場ベースの割引率が必要となる。2010年1月における公開草案「IAS 第37号における負債の測定」では、測定は企業が債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額とすべきであると提案することにより、それらの規定を詳述した。当該公開草案は、次の事項に関するより明示的な提案も含んでいた。それは、リスク調整を含めることと、保険契約に関するディスカッション・ペーパーで提案されていたサービス・マージンにおおむね相当するマージンを含めることについてである。

預り金要素を金融負債として処理する

BC34 仮に保険者が、保険契約の預り金要素を他の金融負債と同じ方法で会計処理するとした場合には、次のような処理を行うこととなる。

(a) 預り金要素を、純損益を通じて公正価値で、又は償却原価で測定する（適宜）。

- (b) 預り金要素を、預り金要素の公正価値が、支払が要求され得る最初の日から割り引いた要求払金額を下回らないように測定する(BC65 項及び BC66 項で論じている「デポジット・フロア」)。
- (c) 組込オプション及び保証について金融商品の基準で区分処理が求められている場合には、区分して会計処理する (BC76 項から BC82 項参照)。
- (d) 新契約費を発生時の費用として認識し、対応する利得を契約開始時に認識しない。IAS 第 39 号では、預り金要素を償却原価で測定する場合には、その預り金要素に係る増分取引コストを当該負債の当初の帳簿価額から減額する。

BC35 当審議会が保険契約を単純に一般的な基準の範囲に持ち込むという考え方を棄却した他の理由は、どの預り金及びどの組込デリバティブを区分して会計処理すべきかを識別することは複雑で恣意的となる可能性があること、複雑な契約の中の別々の構成要素に別々のアプローチを適用することは複雑で有用性に欠けることである。

現行モデルを選択する

BC36 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の一部 (主に米国から) は、当審議会が保険者に関する現行の US GAAP に基づいてアプローチを開発すべきであると提案した。当審議会はこのアプローチを棄却した。保険者に関する現行の US GAAP は、別々の時期に開発された多数の基準に基づいているからである。

BC37 また、当審議会は、他の現行の会計モデルは、多くが以下のようなものであるため、それらのモデルを用いて保険契約を会計処理することは適切でないと判断した。

- (a) すべてのキャッシュ・フローの現在の見積りを使用していない。
- (b) 明示的なリスク・マージンを含んでいない。
- (c) 組込オプション及び保証の一部又はすべての時間的価値や本源的価値を反映できていない。あるいは、時間的価値や本源的価値を現在の市場価格とは整合しない方法で算定している。
- (d) 組込オプション又は保証の一部 (必ずしもすべてではない) の本源的価値と時間的価値の両方を、独立のデリバティブとして処理すること (しばしば「区分」又は「アンバンドリング」と呼ばれるアプローチ) により捕捉している。BC41 項は、このような区分アプローチが保険契約における権利及び義務の忠実な表現にならないと当審議会が考える理由を説明している。
- (e) 保険者の財務業績 (特に生命保険について) を、利用者にとって理解しにくい方法で表示している。

BC38 したがって、当審議会は、保険契約に固有の会計モデルを開発すべきであるという結論

を下した。

保険契約についての新しい会計モデル

BC39 本基準案は新しい会計モデルを提案しており、これは、保険契約についての当審議会の見解を反映している。当審議会は、保険契約は財務要素とサービス要素を契約の種類に応じて種々の比率で混合したものであり、それらの要素が結合され一連のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローを生み出すものであると考えている。このモデルは、以下の要素から構成される。

- (a) 基礎となるキャッシュ・フローを期待現在価値で織り込み、リスク調整を含めた直接的な測定。本基準案は、この測定を指すのに「履行キャッシュ・フローの現在価値」という用語を用いている。
- (b) カバー期間にわたる契約の収益性を報告する残余マージン。残余マージンは、保険契約者から受け取ったか又は受け取るべき対価の一部であり、契約開始時に算定される。残余マージンの会計処理は、公開草案「顧客との契約により生じる収益」における顧客対価の取扱いに関する提案とおおむね整合的である。

BC40 当審議会は、保険契約の会計処理で支配的な構成要素を識別しようとするアプローチを棄却した。その理由は、恣意的な境界線の両側にある類似した契約についての会計処理の間に重大な不連続性が生じることとなる可能性が高いからである。

BC41 当審議会は、契約の中の各構成要素を区分して会計処理するアプローチ（区分アプローチ）も棄却した。当審議会の見解では、区分アプローチは保険契約における権利と義務のパッケージを忠実に表現しない。それは次の理由による。

- (a) どのような場合に構成要素を区分すべきかの決定に際しては、本来的に恣意性がある。このことは、ある構成要素は区分するが、それと類似のエクスポージャーを生む別の構成要素は区分しないという結果を生じさせる可能性がある。例えば、出再者が、組込オプション又は保証を再保険資産から区分することを求められるが、その出再者が発行した基礎となる元受保険の中の同一のエクスポージャーは区分が求められないことがあるかもしれない。
- (b) 区分は構成要素間の相互依存関係を無視することになり、その結果、各構成要素の価値の合計は、契約開始時においても、契約全体の価値と等しくならない。さらに、開始後は、各構成要素が別々の測定基礎で測定され、それにより、各構成要素の帳簿価額の合計と契約全体の価値との相違がさらに拡大するかもしれない。加えて、各構成要素に別々の会計処理の規定を適用することは、複雑となる可能性があり、利用者にとって目的適合性や理解可能性のある情報を生み出さないかもしれない。
- (c) 重要な相互依存関係がある場合には、組込オプション又は保証それ自体が保険契約

の定義を満たす可能性が高い。その場合には、組込オプション又は保証は、たとえ同様のリスクが、他の区分を要する組込デリバティブから生じる場合であっても、区分される可能性が低い。

BC42 当審議会は区分アプローチを棄却したが、提案されている会計モデルは、個々の構成要素に帰属するキャッシュ・フローが別個に識別できる場合には、保険契約の構成要素を区分する（すなわち、アンバンドルする）ことを要求することとなる。本基準案は、アンバンドルすべき保険契約の特定の構成要素を明示している。これはBC210項からBC219項で議論されている。

BC43 当審議会の見解では、別々の契約形態や契約の性質に対する別々のアプローチの寄せ集めとせず、再保険契約も含めて、すべての種類の保険契約に単一の方法を提案すること（BC145項からBC148項で議論しているように、一部の短期契約については若干修正している）の主な便益は、これにより、これらのさまざまな種類について統合的に作成された情報が利用者に提供されることである。また、組込デリバティブや金融再保険といった問題に関する恣意的なルールの必要性も限定されることとなる。このモデルは、もっと複雑な契約（複数年契約、複合種目契約又はストップロス契約及び組込オプションや保証を含んだ契約など）を取り扱うための一貫したフレームワークも提供する。これにより、新たに生じる問題をそのフレームワークの中で解決することが可能となり、そうした問題に対して、原則のない区別や恣意的な新ルールを作り出すこととなり得るような個別的な対応をする必要がなくなる。また、当審議会在 IFRS の修正を頻繁に公表することによって実務の進展への対応を行う必要性も減少することとなる。

BC44 さらに、当審議会は、本基準案で提案されている特定のモデルは、保険者の財務諸表の利用者に目的適合性のある情報を生み出すと考えている。これにより次のようなものが提供されるからである。

- (a) 保険者が既存の保険契約を履行するにつれて発生する将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する、より目的適合性の高い情報
- (b) あらゆる見積りの変更に統合的なアプローチを用いた、キャッシュ・フローの明示的で堅牢な見積り。当該アプローチは、IFRSにおける他の金融負債及び非金融負債に関する将来キャッシュ・フロー見積りのアプローチとも統合的である。
- (c) 明示的なリスク調整を含めることを通じた、リスクに関する情報。リスクの受入れと管理は保険の本質であるため、当該情報は利用者にとって目的適合性のある情報となる。
- (d) 保険契約に組み込まれたすべてのオプション及び保証の時間的価値と本源的価値の両方についての統合的な取扱い
- (e) 経済的ミスマッチについての明瞭な報告。このミスマッチは、保険負債及び関連す

る資産が経済状況の同一の変化に対して異なった反応をする場合に生じる。

- (f) 会計上のミスマッチの軽減。このミスマッチは、経済状況の変化が資産と負債に等しく影響を与えるが、その経済的变化に対して、会計処理の規定によって、それらの資産及び負債の帳簿価額の調整が等しく行われなない場合に生じる。
- (g) 金融市場の変数（金利や株価など）に関する、観察可能な現在の市場価格との整合性（市場価格が利用可能な範囲で）
- (h) 当期における保険者の収益性の主要な決定要因を強調する表示アプローチ
- (i) 新契約費についての明確で理解可能なアプローチ。これは、増分新契約費を、関連する保険契約から生じるキャッシュ・フローとして扱うことによるものである。非増分新契約費は、発生時に費用として認識されることとなる（BC135 項から BC140 項参照）。

測定アプローチの開発

- BC45 本基準案は、保険者は履行キャッシュ・フローの現在価値及びカバー期間にわたって契約の収益性を報告する残余マージンに基づき、保険契約の現在の評価を表す方法にて保険契約を測定すべきであると提案している。この測定アプローチは、ディスカッション・ペーパーにて提案されたビルディング・ブロック・アプローチに基づいている。以下の議論のとおり、当審議会はディスカッション・ペーパーに対するコメント及び保険ワーキング・グループ等によって提供されたインプットを考慮して、以前の提案を修正している。
- BC46 ディスカッション・ペーパーは、保険者は保険契約を現在出口価値、すなわち、残存する契約上の権利及び義務を直ちに他の企業に移転するための対価として保険者が報告日時点で支払うことを見込む額で測定すべきであると提案した。ディスカッション・ペーパーは、保険者は次の 3 つのビルディング・ブロックを使用して当該金額を算定すべきであると提案した。
- (a) 契約上のキャッシュ・フローの、明示的で、バイアスのない、市場整合的で、かつ確率加重された現在の見積り
 - (b) 貨幣の時間価値について将来キャッシュ・フローの見積りを調整する、現在の市場割引率
 - (c) 市場参加者がリスク負担に対して要求するマージン（リスク・マージン）及び、もしあれば、その他のサービスの提供に対して要求するマージン（サービス・マージン）の明示的でバイアスのない見積り
- BC47 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者は、一般的に、キャッシュ・フロ

一、貨幣の時間価値及びリスク・マージンという3つのビルディング・ブロックが保険契約の測定を検討するための有用なフレームワークを与えることに賛同するとともに、大部分はビルディング・ブロック・アプローチの次のような特徴を支持した。

- (a) 契約開始時に行われる見積り（すなわち、ロックインされた見積り）の繰越しではなく、キャッシュ・フローの現在の見積りを使用すること
- (b) 金利、及び該当がある場合、観察可能な市場データに基づく株価を使用すること
- (c) 1つの最も起こりそうな結果ではなく、将来キャッシュ・フローの期待値（すなわち、確率加重平均）を使用すること。期待値を使用することに懸念を示すコメント提出者もいた。これらの懸念は、時には原則そのものへの反対という立場から表明されることもあったが、多くの場合、この原則を実務上どのように適用するのかということが懸念の根幹のようであった。
- (d) 貨幣の時間価値の反映（しかしながら、BC88 項から BC104 項で述べているとおり、損害保険に関しては反対するものもあった。）
- (e) リスク・マージンを含めること、及び、保険者がリスクから解放されるにつれて収益（income）を認識すること（しかしながら、BC105 項から BC120 項で述べているとおり、損害保険に関しては反対するものもあった。）
- (f) 契約全体のマージンから新契約費の予想回収を反映するために契約開始時に利得を認識すること

BC48 コメント提出者は BC47 項に示された提案に一般的には賛同していたので、本結論の根拠では、他に断らない限り、再議論されることはない。

BC49 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者は、一般的に、3つのビルディング・ブロックは、分析のための有効なツールであると認識したが、事実上、すべてのコメント提出者が、ディスカッション・ペーパーで提案された特定のビルディング・ブロックの重要な側面及び提案された現在出口価値の目的に懸念を示した。それらの懸念は次のように要約できる。

- (a) 履行キャッシュ・フロー：測定アプローチの目的は、負債を第三者に移転する際の価格の見積りを反映することではなく、保険者が一般的に、支払期限到来時に給付金及び保険金を保険契約者に支払うことによって、時間をかけて負債を履行することになるという事実を反映すべきであると多くのコメント提出者が提案した。彼らは、たとえ、現在出口価値が実務上は履行価値に大変近い場合が多いであろうとしても、移転されない、かつ多くの場合移転できない項目に対しては、移転目的は誤った原則であると述べた。さらに、これらのコメント提出者は次のような理由で現在出口価値に反対した。

- (i) それは、保険者自身のために発生するキャッシュ・フローではなく、市場参加者のために発生するキャッシュ・フローの見積りを使用することを保険者に要求するからである。これらの2つの一連のキャッシュ・フローは、いくつかのケースにおけるサービス費用を除いて大部分の点で類似しているであろうが、コメント提出者は一般的に、市場参加者への言及は分かりにくく、あまり目的適合性のない情報しか生み出さないものであると考えた。
- (ii) それは、債務者（この場合、保険者）が契約に基づく義務を履行しないリスク（不履行リスク又は自身の信用リスク）を反映するからである。大部分のコメント提出者は、不履行リスクを含めることに反対した。
- (iii) それは、保険契約の契約開始時の利得を導くことになるからである。ディスカッション・ペーパーは、そのような利得は、実務上は滅多に発生しないという当審議会の見解を示し、契約開始時に利得を認識しないような方法で契約開始時の現在出口価値を較正すべきかどうかで当審議会の見解が分かれたことを示した。コメント提出者も同様に、保険者が新契約費の回収に関する利得以上に、契約開始時に利得を認識すべきかどうかについて、見解が分かれた。

BC51 項から BC87 項に履行キャッシュ・フローに関する当審議会の議論が示されている。

- (b) 保険契約者の行動及び参加：多くのコメント提出者は、将来保険料及び保険契約者の行動の他の側面並びに契約者への配当支払に関するディスカッション・ペーパーのアプローチについて懸念を示した。彼らは、測定は保険契約を全体として捉えるべきであり、契約のそれぞれの要素が資産や負債の定義を満たすかどうかを評価しようとするべきではないという見解を示した（BC67 項から BC75 項）。
- (c) 貨幣の時間価値：保険契約から生じるキャッシュ・フローをどのように割り引くべきかについて、コメント提出者の間で見解が分かれた。特に、
 - (i) 損害保険契約に割引及びリスク・マージンが適切かどうかという点について見解が分かれた。BC89 項から BC94 項で、当審議会がすべての保険契約に割引が必要であるとした理由を説明している。リスク調整に関しても同様の考察があった。
 - (ii) 大部分のコメント提出者は、無配当保険の負債の割引率は、それらの負債を担保する資産の特性ではなく、負債の特性を反映すべきであるという当審議会の見解に賛成した。しかし、一般的なプライシング手法と整合的であり、利益をもたらすような保険契約に対して期待値ベースで契約開始時に大きな損失を認識することを避けるために資産ベースの割引率の使用を支持するコメント提出者もいた。BC95 項から BC97 項においてこの論点についてさらに議論している。

(iii) 保険契約から生じるキャッシュ・フローを割り引くために使用する割引率は、リスクフリー金利であるべきか、又は流動性に対する調整が行われるべきかについて、質問するコメント提出者もいた。BC98 項から BC 104 項においてこの論点についてさらに議論している。

- (d) リスク・マージン：多くのコメント提出者が、リスク・マージンをどのように見積るかについてさらなる情報を要求するとともに、リスク・マージンに関する観察可能なベンチマークがないことについて懸念を示した。多くの回答者がリスク・マージンを見積るためのガイダンスは原則に基づくべきであると述べたが、リスク・マージンを見積るために認められる手法の範囲をさらに狭くすべきであるという主張もあった。
- (e) サービス・マージン：大部分のコメント提出者が、サービス・マージンを含めることに反対した。

BC50 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者のコメントやその後の議論を踏まえ、当審議会は、提案された測定モデルを次のように修正した。

- (a) モデルは、保険者は一般的に第三者に契約を移転するのではなく、保険契約者に給付金及び保険金を支払うことによって、時間をかけて直接契約を履行するという事実注目している。さらに、モデルは保険者による不履行リスクの反映を行わず、契約開始時の利得の認識を禁止している（BC51 項）。
- (b) モデルは、別個に認識するために個々の要素を評価するといったことはなく、保険契約を 1 つの負債又は資産として扱う。このことは、特に保険契約者の行動及び将来保険料並びに契約者配当の影響を測定する方法を検討する際に目的適合性がある（BC67 項から BC75 項）。
- (c) 当審議会は、リスク調整（マージン）を算定するために認められる手法の範囲を狭め、その算定のための追加ガイダンスを提供することを提案している（BC105 項から BC120 項）。
- (d) モデルは、明示的なサービス・マージンを含まない。契約のプライシングに関してそのようなマージンが非明示的に含まれているなら、それは残余マージンに反映されることとなる。

履行キャッシュ・フロー（第 22 項(a)）

BC51 本基準案は、保険者は履行によって生じるであろうキャッシュ・フローを使用して保険負債を測定すべきであると提案している。なぜなら、この測定方法は、保険者が、支払期限到来時に保険契約者に支払う給付金及び保険金を通じて義務を履行することにより、負債を消滅させることについて、どのように予想しているのかを反映しているから

である。履行キャッシュ・フローの現在価値は、将来キャッシュ・フローの見積り（BC53 項から BC87 項）、貨幣の時間価値についての調整（BC88 項から BC104 項）及びリスク調整（BC105 項から BC120 項）から構成される。

BC52 本セクションは、以下について論じている。

- (a) 将来保険料から生じるキャッシュ・フロー（BC53 項から BC66 項）
- (b) 契約の有配当性から生じるキャッシュ・フロー（BC67 項から BC75 項）
- (c) 組込オプション及び保証から生じるキャッシュ・フロー（BC76 項から BC82 項）
- (d) 将来キャッシュ・フローの見積りの変更（BC83 項から BC87 項）

将来保険料から生じるキャッシュ・フロー（第 26 項から第 29 項）

BC53 保険者が義務を履行するにつれて生じる将来キャッシュ・フローを識別するために、将来保険料（及びその結果生じる給付金並びに保険金）が次のどちらから生じるのかを区別する必要がある。

- (a) 既存の契約（契約の測定に含まれる）
- (b) 将来の契約（既存契約の測定に含まれない）

言い換えると、契約の境界線を引く必要がある。

BC54 契約の本質は、契約が当事者の一方又は両方を拘束するということである。両当事者が同等に拘束される場合、契約の境界線は通常、明確である。同様に、どの当事者も拘束されない場合、真の契約が存在しないことは明確である。しかし、契約が、一方の当事者を、もう一方の当事者よりも厳しく拘束する場合は、どこに境界線があるかを決定するのはより困難になるかもしれない。当審議会は、保険者には保険料の受入れを継続することを要求する一方で、保険契約者に、おそらく違約金を伴うが、保険料の支払停止を許容することにより、保険契約者ではなく保険者を拘束する一般的な契約に注目した。

BC55 明らかに、保険者がもはやカバーの提供を要求されず、保険契約者の契約更新権がなくなる時点が既存契約の境界線の 1 つとなる。その時点を超えた後はいずれの当事者も拘束されない。

BC56 同様に、保険者が保険契約者のリスクを再評価し、結果として当該リスクを完全に反映する価格を設定できる（契約により与えられた）権利、又は実務上の能力（例えば、保険金請求情報へのアクセス）がある時点において、保険者はもはや既存契約に拘束されない。したがって、その時点を超えた後に生じるキャッシュ・フローは、既存契約の境界線を超えて生じており、既存契約ではなく、将来の契約に関連付けられるべきである。

BC57 ある契約では、一般的な市場実績（例えば、死亡率の実績）に基づいて保険者が保険契

約の価格改定を行うことを許容するが、保険者が個々の保険契約者のリスク・プロファイル（例えば、保険契約者の健康状態）を再評価することは許容しないかもしれない。この場合、当該保険契約は、保険契約者に対して価値あるもの（すなわち、再度の引受査定を経ない保険カバーの継続）を提供することを保険者に要求することにより、保険者を拘束する。したがって、当審議会は、保険者が既存契約の価格改定は可能ながら、個々の保険契約者のリスク・プロファイルを再評価することができない場合は、既存の契約の境界線の範囲内であると結論付けた。よって、その価格改定から生じるキャッシュ・フローは、既存契約の境界線の範囲内で生じているとみなされる。

BC58 保険者は、保険契約者のリスクを再評価する権利、又は実務上の能力があるものの、そのリスクを完全に反映した価格を設定する権利は有していないかもしれない。その場合でも、契約はまだ保険者を拘束すると当審議会は結論付けた。したがって、保険者が有する契約価格改定能力への制限に商業実態がない（すなわち、当該制限が取引の経済性に目に見える影響を及ぼさない）と考えられるほど制限が緩くない限り、既存契約の境界線上に存在しないこととなる。当審議会の見解では、制限に商業実態がない場合は、当該制限は保険者を拘束しない。

BC59 本基準案は、契約の境界線は、保険者がもはやカバーを提供することを要求されない時点、又は特定の保険契約者のリスクを再評価する権利若しくは実務上の能力があり、そのリスクを完全に反映した価格を設定することができる時点であると提案することで、前述の結論を得ている。当審議会はこれら2つのテストが実務上は同じ結果を与える場合が多いと予想しているが、前者のテストは保険料一時払契約にとってより直感的な方法で書かれており、後者のテストは保険料継続払契約にとってより直感的な方法で書かれている。

BC60 ディスカッション・ペーパーで提案された契約の境界線についてのアプローチは、ディスカッション・ペーパーが契約が不利かどうかに応じて以下の2つのテストを提案していた一方、本基準案は契約の境界線について1つのテストを提案しているという点を除いて、本基準案で提案されているアプローチと実質的に同じである。

(a) 不利である又は不利になった契約に対する不利テスト - 当該テストの下では、保険者は、負債の増加をもたらすような契約からの将来保険料（及びそれらの保険料から生じる保険契約者への給付金及び保険金等のその他のキャッシュ・フロー）を含める。

(b) 不利でない契約に対する保証された被保険権利テスト - 当該テストの下では、保険者は、保険契約者がリスクを再確認されることなく、契約上拘束された価格にてカバーを継続できる契約から生じる保険料（及びそれらの保険料に関連するその他のキャッシュ・フロー）を含める。

BC61 ディスカッション・ペーパーでは不利な契約に対する不利テストと保証された被保険権

利テストが区別されたため、保険者は契約上のキャッシュ・フローを2つに分けなければならなかったであろう。おそらく結果として生じる測定は、実体の経済現象の測定ではない。さらに、そのような区分を行うことは困難であり費用を要したであろう。その上、不利な契約と不利でない契約の間で実績をプールすることは保険の基本的な特徴であり、異なるテストを適用することはその事実と不整合であろう。

BC62 当審議会は、既存の契約の境界線に対する1つのテストを定めることは、不利な契約に1つのテストを要求し、不利でない契約には異なるテストを要求するアプローチより好ましいと結論付けた。

BC63 ディスカッション・ペーパーは次のような取扱いとした。

(a) ポートフォリオ内の不利な契約から生じるすべてのキャッシュ・フローをその契約から生じるものとした。

(b) 不利でない契約に対する保証された被保険権利テストにより捉えられた追加的なキャッシュ・フローは、契約ではなく、顧客関係資産から生じるものとした。しかし、ディスカッション・ペーパーでは、これらのキャッシュ・フローを別々に認識及び測定するのではなく、保険契約の測定に含めることを提案した。したがって、これらのキャッシュ・フローが契約から生じるとみなされるのと実質的な影響は同じであった。

BC64 ディスカッション・ペーパーに対するコメントの検討後、当審議会は次の理由により、ディスカッション・ペーパーで提案されたアプローチを再検討した。

(a) 実務上、保険者はポートフォリオ内の一部の契約が不利なものになることを見積ることができるかもしれないが、どの契約がそのカテゴリーにあるのかは分からないことが多い。ディスカッション・ペーパーの分析が妥当であるならば、原理上、保険者は、契約上のものとして扱われるキャッシュ・フローを他の主体に移転し、契約上のものとしては扱われないキャッシュ・フローを同時には移転しないような契約を引き受けることができる。しかし、保険者がどの契約が不利であるかが分からなければ、それはできない。

(b) 理論的に極端にいうと、顧客関係分析は、保険契約者に対する負債が組込オプションを含むときは、負債の測定は以下を前提とすべきであるということを示唆している。

(i) 顧客は契約発行者にとって最も好ましくないようにオプションを行使するだろう。

(ii) 予想される「最適でない」顧客行動に係る金額の相殺となるものは、顧客関係資産として認識すべきであり、負債の測定に含めるべきではない。

しかし、顧客関係分析を支持する人々でさえ、あらゆるケースでその分析を行うことを通常は望まない。

- (c) ディスカッション・ペーパーにおいて顧客関係アプローチから生じると分析された金額は、すべての顧客関係資産(例えば、抱合せ販売の機会)を表すものではなく、有効な契約から生じるキャッシュ・フローの範囲のみに限られている。したがって、「顧客関係」というラベルは、その文字通りの説明とはなっていない。

- BC65 契約の境界線の論点は、保険契約を測定する際に、もう1つの問い、すなわち保険者がデポジット・フロアを適用すべきかどうかという点にも関連する。デポジット・フロアは、IAS 第39号の第49項における次の規定を説明するのにしばしば使用される用語である。

要求払の特徴を有する金融負債(例えば、要求払預金)の公正価値は、要求払金額を、当該金額の支払要求ができる最初の日から割り引いた金額を下回らない。

- BC66 デポジット・フロアが保険契約を測定する際に適用されたとしたら、結果として生じる測定は、保険者に最も好ましくないように保険契約者がオプションを行使するシナリオ以外のすべてのシナリオを無視することとなる。そのような規定は、将来キャッシュ・フローを確率加重により織り込むという基本的な提案と矛盾することとなる。また、契約の境界線を報告日に近づけることとなる。したがって、本基準案における提案では、保険契約を測定する際に、デポジット・フロアを適用しないこととする。

有配当性(第62項から第66項)

- BC67 一部の保険契約(有配当契約又は「ウィズ・プロフィット」契約)は、保険契約のポートフォリオ、特定の資産、又は、両方の実績を分配する権利を保険契約者に与えている。保険者は、保険契約者への分配額又はその時期について、契約上の裁量権を有し得る。ただし、この裁量権は通常、何らかの契約上の制約(関連する法令上及び規制上の制約を含む)及び競争上の制約を受ける。さらに、契約開始時に保険者と保険契約者の双方とも、一般的に、基礎となるポートフォリオの運用実績が予想を大きく下回らない限り、分配が行われるものと期待している。そのような制約された裁量権により、これらの契約の負債測定に、任意に決定できるキャッシュ・フローを含む、契約から生じるであろう保険契約者へのすべてのキャッシュ・アウトフローを反映させるべきかどうかを決定するのは困難になる。

- BC68 ディスカッション・ペーパーでは、有配当契約について、個々のシナリオのキャッシュ・フローに、報告日時点で存在する法的又は推定的債務を履行するために、そのシナリオにおいて保険契約者に支払うべき分配金のバイアスのない見積りを含むべきであると提案した。一部のコメント提出者は、当該テストが彼らの状況に適切な答え(他の状況で必ずしもそうとは限らないが)を提供し得るとの見解を示したが、一方で、当審議会

の負債プロジェクト（IAS 第 37 号の修正）が彼らの状況に適切な答えが許容されないところまで推定的債務の定義を狭める可能性があるとの懸念を示した。

BC69 しかし、大部分のコメント提出者は、有配当保険契約の測定は、有配当要素と無配当要素の区別をせず、当該契約からのすべてのキャッシュ・フローを含めるべきであるとの意見を示した。彼らは、このことは、契約移転時の価格評価を行う際に市場参加者が契約から生じるすべてのキャッシュ・フローを考慮するであろうという理由で、現在出口価値を測定属性としたディスカッション・ペーパーの提案と整合的であると述べた。

BC70 当審議会は、受け取ったコメントに沿って、以下の理由により負債の測定に含まれるキャッシュ・フローを法的又は推定的債務が存在するキャッシュ・フローに限定するような提案を行わない。

(a) すべてのキャッシュ・フローを含めるというのは、保険契約の測定では当該契約から生じるすべてのキャッシュ・フローを同様に扱うべきであるという、当審議会の総合的な見解と整合的である。

(b) 保険者は、競争上の優位性維持や道義的観点のような一般的に負債認識の根拠とならない理由ではなく、そうせざるを得ないと考えているから配当給付を支払っているのかどうかということ判断することは極めて困難であろう。したがって、保険者が配当給付を支払う又は留保する裁量権を自由に行使できると主張するような極めて稀な状況下において、最終的にどれだけの強制力があるのかを合理的に見積ることは極めて困難であり、おそらく不可能と考えられる。

(c) 有配当保険の保険契約者への分配金は、超過徴収保険料の返還と考えることができる。さらに、有配当契約の保険料は、通常、最終的に実績が予想を相当程度下回らない限り、保険者が分配金を支払うという想定の中で設定されており、両当事者はその想定を共有している。したがって、当該保険料と同じ期待値ベースで分配金を測定に含めることは適切である。

(d) 有配当性は、ポートフォリオ全体の固定給付と反比例の関係にある。一部のシナリオでは、固定給付が高く配当給付は低くなるが、他のシナリオでは、固定給付が低く配当給付が高くなる。測定において、一部のシナリオにおけるキャッシュ・フローを除くとした場合、測定結果はより整合性や理解可能性が小さく、利用者にとってより目的適合性の小さい情報となる。

(e) 当初認識において、保険者があるシナリオで支払うであろうと見積った配当給付をキャッシュ・フローから除外した場合、残余マージンは増加する。BC126 項で述べているとおり、残余マージンの収益認識のパターンは本質的に恣意的で、保険契約者の給付のタイミングと整合していないかもしれない。一方、キャッシュ・フローに各シナリオで見積られた配当給付を含めれば、残余マージンはその分小さくなり、

結果として生じる収益認識のパターンは取引の経済性をより忠実に表す。

(f) たとえ裁量権のないキャッシュ・フローの合理的な見積りが可能だったとしても、配当可能な運用実績を残したにもかかわらず保険者が配当給付の支払を回避しようとするような極めて稀な状況下において、どれだけの強制力があるのかを投資家が知ることは有用ではない。当該金額は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にかかわる情報を提供していない。一方、投資家は以下のことを知りたいと考えるだろう。

- (i) 保険者が保険契約者に支払おうとすることにより、どれだけのキャッシュ・フローを投資家が得られなくなるのか。提案されているモデルは、負債の測定にそれらのキャッシュ・フローを含めることにより、その情報をもたらしている。
- (ii) 契約上のリスクを、保険契約者が配当のメカニズムを通じてどの程度負担し、投資家自身はどの程度負担しているのか。この情報は、リスクについて要求される開示によってもたらされる。

BC71 一部の者は、提案されている配当給付の取扱いは、当審議会が、概念フレームワークにおける負債の定義について、十分な重要性を与えていないことを意味するとの懸念を表明した。しかしそれは正しくない。これらの給付は、全体としてみれば、明確に概念フレームワークの負債の定義を満たしている契約の1つの構成要素から生じる。当審議会の見解では、(人為的に区分した場合の)契約の個々の構成要素のすべてが負債の定義を満たすかどうかを確認するために多大な努力を保険者に要求することは、利用者にとってより目的適合性があり、表現上忠実な情報をもたらすものではなく、不当なコスト負担を強いることとなる。

BC72 一部の者は、提案されている配当給付の取扱いは、優先株を負債に分類すべきとの結論につながり、場合によっては、企業が保険契約に優先株を組み込むストラクチャリングの機会を与えることにつながりかねないとの懸念を示した。しかし、当審議会は優先株と保険契約の有配当性の間のいくつかの重要な差異を指摘している。

- (a) 保険契約における有配当性は、1つの商品の不可欠な構成要素であり、ポートフォリオ全体の固定給付と反比例の関係にある。一方が高ければ、もう一方は低くなる傾向がある。優先株は独立した商品であり、そのような関係はない。
- (b) 優先株は一般的に、清算時の分配金の割当に関する権利、及び企業が存続している間に配当が公表された場合に配当金を受け取る権利が与えられる。一方、有配当保険契約では、分配金の割当に関する権利が与えられるものの、与えられたとしても、この権利は契約が満期を迎えたときに失効する。

BC73 有配当保険契約は相互会社形態の保険者によって発行されるものもあれば、株式会社形態の保険者によって発行されるものもある。当審議会は、発行者の法的形態によってこ

これらの契約に異なる取扱いを適用する理由を見出していない。

- BC74 ディスカッション・ペーパーに対する一部のコメント提出者は、「所有権」が株主と保険契約者のどちらに帰属するか明確ではない有配当ファンドに数十年にわたり累積した金額について、具体的なガイダンスを提供するよう当審議会に要請した。当審議会は、そのようなガイダンスを提案していない。当審議会の提案では、保険者が各シナリオにおいてそのキャッシュ・フローを見積ることを要求している。そのことが難しい判断を要する、又は、極めて高水準の不確実性をもたらすのであれば、保険者は提案されている開示目的を満たすためにどのような開示項目を提供しなければならないかを決定する際に、それらの問題を検討することとなる。
- BC75 BC198 項から BC203 項で説明されているように、当審議会は、本基準を裁量権のある有配当性を有する投資契約に適用すべきであるということを提案している。

組込オプション及び保証

- BC76 保険契約は多くの組込オプション及び保証を含んでいる。例えば、
- (a) 投資リターンの最低保証、最低金利若しくは最低設定金利、最低年金率、又は死亡保障費用の上限保証
 - (b) 解約オプション、転換オプション、又は保険料の払込を終了若しくは中断するオプション
 - (c) 保険契約者がカバーを減少させる若しくは拡大させる、又は追加的なカバーを購入するオプション
- BC77 組込オプション及び保証の不整合な取扱いは、従来の多くの会計モデルにおいて重要な欠点であった。その欠点は以下を含む。
- (a) 一部又はすべての組込オプション及び保証の時間価値を無視すること。これらの項目の時間価値は、有効となる時点（例えば、オプションを行使できる時点）でオプション又は保証がイン・ザ・マネーの状態であるかもしれない可能性から生じる価値である。
 - (b) 経営陣の見通し又は期待を反映してはいるが、現在の市場価格と整合的ではない前提に基づき、一部又はすべての組込オプション又は保証の本源的価値を捉えていること。これらの項目の本源的価値はそれが測定日においてイン・ザ・マネーの状態である範囲を反映し、オプション又は保証の基礎となる変数の現在の水準と、基礎となるオプション又は保証で設定された水準との差異を反映する。
 - (c) 一部又はすべての組込オプション又は保証の本源的価値を無視すること
- BC78 過去数年にわたり、保険契約に関する多くの会計アプローチは、一般的には組込保証又

はオプションが独立したデリバティブであるかのように会計処理を行い（区分又はアンバンドリングとしばしば呼ばれるアプローチ）、一部の組込オプション又は保証の価値を反映させるよう保険者に要求することにより、それらの本質的価値と時間価値の両方を捉えるよう調整が行われてきた。しかし、区分アプローチには、しばしば BC41 項で述べた欠点がある。

BC79 提案されている保険契約の測定モデルは、組込デリバティブが区分されるかどうかにかかわらず、実質的に同じ方法で測定されることを保証する。なぜなら、その測定モデルは次の点を実現するからである。

(a) 金融変数（例えば、割引率及び市場株価）の観察可能な市場価格との整合性。一部の組込デリバティブ、特に既存の規定において区分される組込デリバティブの測定値は、市場のインプットに大きく依存する（例えば、株価指数の保証リターン）。観察可能な市場価格との整合性は、複製ポートフォリオ（B45 項から B47 項参照）の概念とも整合している。

(b) 各シナリオで生じるキャッシュ・フローを捉える期待値を使用することにより、オプションの本源的価値と時間価値の両方を捉えること

(c) リスク調整を含むこと。金融商品の市場評価は、その商品に関連するリスクの程度を反映する。リスク調整を含むことは、概念的にその事実と整合している。

(d) デリバティブの帳簿価額の変動を純損益に認識すること

BC80 他の要因、例えば、非市場変数及び不履行リスクが、組込デリバティブの公正価値と提案されている保険契約の測定モデルを適用した結果との間に重要な差異をもたらす可能性は低い。

BC81 場合によっては、保険契約から生じる一部のキャッシュ・フローは、独立したデリバティブのリスク・プロファイルと似たリスク・プロファイルを有している。測定にこれらのキャッシュ・フローを捉える最も実用的な方法として、複製ポートフォリオ技法を使用することもある（B45 項から B47 項及び BC97 項を参照）。結果として生じる測定値が、公正価値での測定値と実質的に異なる可能性は低い。

BC82 当審議会は、アンバンドリングと整合するアプローチの一部として、保険者は、IAS 第 39 号における既存の区分ガイダンスを適用して、保険カバーに密接に関連していない組込デリバティブについてアンバンドルすべきであると結論付けた（アンバンドリングについては第 12 項及び BC210 項から BC225 項を参照）。

将来キャッシュ・フローの見積りの変更

BC83 当審議会は、保険者はキャッシュ・フローの見積りの変更の影響を、以下のいずれでもなく、直ちに純損益に認識すべきであると結論付けた。

(a) その他の包括利益（その他の包括利益に関する議論については BC171 項から BC183 項を参照）

(b) 次の項で論じられているような、残余マーzinの調整

BC84 当審議会は、割引率や株価などの金融市場に関する変数の見積りに変更がある場合、残余マーzinを調整すべきかどうかについて検討した。保険負債を担保する資産が公正価値で測定される場合、残余マーzinがこれらの変動に応じて調整されるとすれば、会計上のミスマッチが生じることとなる。したがって、当審議会は、金融市場に関する変数の見積りの変更を、収益（income）又は費用として認識すべきであると提案している。同じ理由で、ディスカッション・ペーパーに対する大部分のコメント提出者は、そのような変更を収益（income）又は費用として認識すべきであるという点に同意した。

BC85 当審議会は、例えば、死亡率、失効率及び費用など、他の見積りの変更の会計処理に対する次のアプローチを検討した。

(a) 変更を保険負債への調整として直ちに純損益に認識する。残余マーzinは変更しない。

(b) 増減両方の変更に対して残余マーzinを調整し、負債総額は影響を受けない。費用は認識しない。

BC86 一部の者は、保険者が、ただその後の期間において収益（income）又は費用を戻し入れるだけのために、ある期間に収益（income）又は費用を認識することは、一定期間にわたり保険者が稼得する利益の忠実な表現ではないと考えている。彼らはさらに、見積りの変更についての報告は各期間におけるマーzinの変動を開示することにより実現可能と考えている。したがって、この見解を有している者は、残余マーzinは非金融変数の見積りの変更に応じて調整されるべきであると考えている。さらに、一部の者は見積りに基づく当初認識時の利得の認識を禁止する一方で、同様の見積りに基づく利得の事後認識を要求することは整合的ではないと考えている。

BC87 しかし、当審議会は、保険負債の現在の測定は、保険契約の理解及び報告に不可欠と結論付けた。すべての見積りの変更を直ちに認識することにより、保険契約を取り巻く状況の変化に関する重要な情報を利用者に提供する。また、当審議会は、見積りの変更を純損益において別個の項目として表示することにより、情報の有用性が強化されるとも結論付けた（BC157 項から BC188 項参照）。この点において、見積りの変更の開示は、純損益でそれらの変更を認識することの十分な代替というわけではない。

貨幣の時間価値（第 30 項から第 34 項）

BC88 本セクションでは、次の点について論じている。

(a) すべての保険契約の測定は貨幣の時間価値を反映すべきか（BC89 項から BC94 項）。

(b) 資産ベースの割引率を使用すべきか (BC95 項から BC97 項)。

(c) 保険負債の割引率には流動性要因を反映すべきか (BC98 項から BC104 項)。

すべての保険契約について貨幣の時間価値か

BC89 企業はキャッシュ・フローの時期について関心がないわけではない。明日の支払は、10年後の同額の支払と等価ではない。言い換えると、貨幣には時間価値がある。当審議会は、すべての保険契約の測定は貨幣の時間価値を反映すべきであると提案している。なぜならば、そのほうが保険者の財政状態をより忠実に表現するからである。

BC90 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の中には、損害保険契約の負債は割引くべきではないと提案する人々もいた。彼らの見解は、以下の点で損害保険契約は生命保険契約よりも不確実性が高いため、割引後の金額による損害保険契約の測定はより信頼性の低い情報を生み出すというものである。

(a) 保険事故が発生するかどうか (一方で、生命保険契約の保険事故は、契約が失効しない限り、確実に発生する)。

(b) 保険事故が発生した場合に必要な将来の支払金額 (一方で、生命保険契約においては、一般的に将来支払債務の金額は契約に明記されているか、契約から容易に算定可能である)。

(c) 保険事故により必要となる将来の支払の時期 (一方で、生命保険契約の将来の支払の時期は、通常はより予測可能なものである)。

BC91 これらの不確実性は、多くの損害保険契約のキャッシュ・フローは生命保険契約より予測し難い、ということの意味する。それらのコメント提出者は、支払時期の見積り及び割引率の決定は、負債測定にさらなる主観性をもたらし、このことが比較可能性を減少させ、利益操作を可能とする、と考えている。さらに、彼らは、そのような保険負債の割引測定による表示の便益は、その測定の作成コストを正当化するものではないかもしれないと考えている。彼らは、キャッシュ・フローの時期 (したがって、利息も) は、生命保険契約のプライシング及び収益性に必要不可欠な構成要素であるが、損害保険契約については目的適合性が低いと考えている。なぜならば、彼らは、保険引受の結果が損害保険契約のプライシング及び収益性の最も重要な構成要素と考えているからである。

BC92 これらの主張は当審議会を説得できなかった。BC89 項で述べているとおり、保険者及び投資家はキャッシュ・フローの時期に関心がないわけではなく、したがって、割引前のキャッシュ・フローを使用した保険負債の測定は、保険者の財政状態を忠実に表現せず、利用者にとって目的適合性のより小さいものになってしまう。また、当審議会は以下のようにも結論付けた。

(a) 割引率並びに将来キャッシュ・フローの金額及び時期は、合理的なコストにより、十分な信頼性及び客観性のある方法で見積ることが通常可能である。絶対的な精度には到達できないが、むしろそれは必要ない。割引は、適度に限定された範囲での測定につながり、かつ利用者にとってより目的適合性のある情報となるような方法で適用できる。さらに、多くの企業には、投資の意思決定を支援するため、及び IFRS が割引を要求する項目（例えば、従業員給付債務や長期非金融負債）を測定するための両方の目的で、割引を行うという経験がある。

(b) 場合によっては、割引後の測定値は、割引前の測定値よりも、信頼性があり主観性が少ないかもしれない。測定が明示的又は非明示的にインフレーションの影響を含む場合は、保険者は支払時期を見積る必要がある。貨幣の時間価値の影響はインフレーションの影響の大部分を相殺する傾向にあり、はるか将来のキャッシュ・フローの見積りのばらつきは、現在価値に割り引かれた場合、より小さくなる。

BC93 コメント提出者の中には、将来のインフレーションを無視した割引前の金額での損害保険契約負債の測定は、明示的な割引と比べてコストがかからず、かつ複雑さを伴わずに、負債（特に短期の負債）の価値の合理的な近似値を提供し得ると示唆する人々もいた。しかし、負債を非明示的に割り引くというこのアプローチは、2 つの変数（保険金のインフレーション及び時間価値）が、あらゆる場合に、多かれ少なかれ互いに相殺し合うという、非現実的な仮定を置く。この理由から、当審議会は、保険者がそれらの影響を別々に見積るならば財務報告は改善すると結論付けた。

BC94 コスト・ベネフィットの理由から、当審議会は、一部の短期保険契約の保険事故発生前期間に対する適用については、測定アプローチの修正を提案している。これは、BC145 項から BC148 項で論じられている。

資産ベースの割引率

BC95 既存の会計アプローチの中には、負債を担保する資産の期待リターンから導き出された割引率を使用して保険負債を割り引くものもある。この技法の支持者は以下のように考えている。

(a) これは一部のプライシング実務と整合的である。

(b) これは、保険引受と投資の機能を合わせて考慮した場合、収益性があると予想される契約についての契約開始時の大きな損失を防ぎ、全体として最も起こりそうな保険活動の結果を反映する。

(c) これは、資産スプレッドの短期的な変動が資産の測定に影響を与えるが、負債の測定には影響を与えない場合に発生するボラティリティを防ぐ。保険者は、保険者が発行した保険契約に基づく義務を履行できるよう、そのような資産を長期にわたって保有するため、この短期的な変動が、保険者の財務諸表の利用者が保険者の長期

にわたる業績を評価するのをより困難にすると考えている人々もいる。

- BC96 しかし、資産からのキャッシュ・フローが負債から生じるキャッシュ・フローに影響を与えない限り、資産ベースの割引率は意思決定に有用な負債測定に対して目的適合性がないため、当審議会は当該割引率を棄却した。
- BC97 ユニット・リンク契約や一部の有配当契約では、資産からのキャッシュ・フローは負債から生じるキャッシュ・フローに影響を与える。当審議会は、そのような場合、複製ポートフォリオ技法又はそれと類似の結果となる技法を使用して、保険者は両者の関係を把握すると考えている（第32項参照）。複製ポートフォリオとは、すべてのシナリオにおいて負債からのキャッシュ・フローと完全に一致するキャッシュ・フローを持つような資産ポートフォリオのことである。そのようなポートフォリオが存在する場合、その複製ポートフォリオに関する適切な割引率は、負債に関しても適切な割引率となる。複製ポートフォリオが存在し、直接測定することが可能である場合、そのポートフォリオによって複製される部分の負債については、ビルディング・ブロック・アプローチを使う必要はない。複製ポートフォリオと負債から生じる複製キャッシュ・フローの測定は、同一である。

流動性

- BC98 貨幣の時間価値に関する議論では、流動性の高い国債の観察可能な市場レートとして一般には表現されるリスクフリー金利の概念が使用される場合が多い。しかし、そのような債券と多くの保険負債の間には重要な違いがある。国債は流動性の高い市場で取引される場合が多く、債券保有者は、重要なコストを負担したり市場価格へ影響を与えたりすることなく、直前の通知で国債を市場で売却することができる。逆に、多くの保険契約では、保険契約者はその契約を第三者に売却することができず、保険者に返却することもできず、またおそらく、できたとしても多大なペナルティを支払う場合のみにおいてである。
- BC99 別の言い方をすれば、通常の国債の保有者は、取引可能でない基礎となる投資（取引されている債券の観察されるリターンよりも高いリターンを支払う）と、その投資を売却するという組込オプション（それについて、全体のリターンから減じるという非明示的なプレミアムを債券保有者が支払うのであるが）を持つということの、2つを獲得するということである。したがって、保有者が売却又は返却できない（又は、重要なコストを支払う場合のみできる）負債については、割引率は、組込プット・オプションのプレミアムを控除する前の取引可能でない基礎となる投資のリターンと等しくなるべきである。なぜならば、そのようなプット・オプションは負債の中には存在しないためである。
- BC100 当審議会は、原則として、割引率は測定項目の流動性特性を反映すべきであると結論付けた。その後、当審議会は、そのような流動性プレミアムはどうやって測定できるかに

ついて、財務諸表作成者、学識経験者及び規制当局からのインプットを検討した*。インプットには、例えば流動性の影響を信用度の影響からどのように分離するかなど、流動性の影響をどのように測定することが最善かについて、意見の一致は未だ得られていないことが示されている。そのような問題点についての懸念は、最近の金融危機の期間に拡大した。スプレッドが劇的に広がったためである。

BC101 当審議会は、原則主義のアプローチとしては、以下は適切ではないと考えている。

(a) どのように流動性の調整を見積るかについての詳細なガイダンスを提供すること

(b) 測定項目の流動性特性を無視するような割引率や、測定項目の特定の流動性特性を測定するための、実務的な代替法を開発することを意図して恣意的なベンチマーク（例えば、優良社債）を使用するような割引率を規定すること

BC102 本基準案を開発するにあたり、当審議会はあるコメント提出者から示された割引率、特に長期の無配当保険契約に対する割引率についての懸念を考慮した。この懸念は、BC95項で述べられている以下の項目を含む。

(a) 一部の契約についての契約開始時の重要な損失の可能性

(b) 保険契約の割引率が市場の信用スプレッドの変動に応じて変動しない場合に起こり得る、会計上のミスマッチ

BC103 当審議会は、保険負債の測定に保険者の不履行リスクの変動を反映させるべきではないという以前の決定事項を再検討した場合、これらの懸念が解消されるかどうかを議論した。議論の結果、当審議会はその決定事項を変更しなかったが、この論点に関する意見があれば歓迎する。

BC104 上記のとおり、保険契約の割引率に関しては、いくつかの概念的及び実務的に困難な問題がある。当審議会は、本公開草案のコメント募集期間中に、これらの問題の調査を継続するつもりである。とりわけ、当審議会は、フィールド・テストに参加した保険者からさらなるインプットを求めるつもりである。

リスク及び不確実性の描写

BC105 本基準案において、当審議会は、保険契約の測定にリスク調整を含めることにより、保険契約に固有のリスク及び不確実性を描写することを提案している。リスク調整は、契約に残存するリスクを直接測定する。保険契約の測定には、一定期間内の契約の収益性を描写するための残余マージン（BC124項からBC133項参照）も含まれる。残余マージンは契約開始時に算定され、保険契約者から受け取った又は受け取るべき対価の配分された金額として計算される。保険契約の測定にリスク調整及び残余マージンの両方を含

* 例えば、欧州保険・年金監督者会議(CEIOPS)の Task Force on the Illiquidity Premium (2010) : Report. Ref. CEIOPS-SEC-34/10, 1 March 2010 を参照。

めるこのアプローチは「2つのマージン」アプローチと呼ばれる。

- BC106 FASB 及び一部の IASB メンバーは、単一の複合マージンの中で保険契約のリスク及び不確実性を描写することを好んでいる。彼らは、複合マージン・アプローチ（BC109 項から BC115 項で説明）と比較して、2つのマージンを使用するアプローチの相対的な便益は、追加的な実施費用を上回らないと考えている。付録で説明しているとおり、両アプローチの主要な差異は、2つのマージンを使用するアプローチとは対照的に、複合マージンは保険契約の測定において別個の明示的なリスク調整を識別しない点である。
- BC107 2つのマージンを使用するアプローチと複合マージン・アプローチには、長所と短所がある。したがって、当審議会は、両アプローチに関するコメント提出者の見解を特に歓迎し、提案されている IFRS を最終基準化する際に、議論を続ける予定である。

リスク調整（第 35 項から第 37 項）

- BC108 本セクションでは、以下の点について論じている。

- (a) 保険契約の測定にリスク調整を含める理由
- (b) リスク調整を見積る技法
- (c) リスク調整の集約レベル

保険契約の測定にリスク調整を含める理由

- BC109 本基準案では、リスク調整は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超えるリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額を描写すべきであると提案している。当審議会の見解によれば、結果として生じる測定は、
- (a) リスク管理は保険の事業モデルに不可欠であることから、保険者の保険契約に関連するリスク量に関する有用な情報を利用者に伝える。
 - (b) そのリスクの存在により保険者に課される経済的負担に関する保険者の視点を反映する。
 - (c) IAS 第 37 号における既存の規定、及び公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」において提案されている規定の改善及び拡張とおおむね整合的である。
 - (d) 解放パターンが多少恣意的である残余マージンの金額を減少させる。
- BC110 当審議会は、リスク調整は以下の点を表現すべきではないと考えている。
- (a) 保険契約に関連するリスクを負担することに対して市場参加者が要求するであろう対価。BC49 項及び BC50 項で述べているとおり、この測定モデルの目的は現在出口価値や公正価値ではなく、したがって市場参加者への移転を反映しない。したがっ

て、リスク調整は市場参加者が要求するであろう対価の金額で算定されるべきではない。

- (b) 保険者が保険契約を履行できるだろうという高い程度の確信を与える金額。そのような金額は規制上の目的には適切であるかもしれないが、財務諸表の利用者が経済的意思決定を行うのに役立つ情報を提供するという、当審議会の目的とは両立しない。

BC111 以下の理由により、リスク調整を履行キャッシュ・フローの現在価値に含めることに反対する人々がいる。

- (a) 普遍的に使われ、受け入れられている単一のリスク調整の設定技法はない。さまざまな方法の共存は、保険者間の比較可能性を制限する。
- (b) いくつかの技法は、利用者に説明するのが難しく、それらの技法の内部構造に対する洞察を利用者に与える明確な開示を提供するのが困難かもしれない。
- (c) 実務家は与えられた事例に関してリスク調整の金額が適切かどうかを評価するのに役立つ直観を早晚養うだろうが、特定のリスク調整が合理的であったかどうかを遡って評価するために、直接的なバックテストを行うことはできない。時間が経てば、保険者は事後的な結果が、以前の確率分布の見積りと一致しているかどうかを評価することができるかもしれない。しかし、例えば信頼水準を特定のパーセンタイルに設定する決定が適切であったかどうかを評価することは困難で、おそらく不可能であろう。
- (d) リスク調整を算定するシステムを開発するためにはコストが必要であり、便益がコストを正当化するのに十分であるかどうか疑問に思う人々もいる。
- (e) 明示的に測定されたリスク調整を含めることは、収益認識に関する当審議会の提案と不整合である一方、単一の複合マージンの使用は、当該提案とより整合的である。
- (f) 既存の契約ポートフォリオに関するリスク調整の再測定により損失が生じる場合、後の期に、保険者がリスクから解放されるにつれて、その損失は戻し入れられることとなる。損失とその後に必然的に起こる戻し入れとを報告することは、利用者を困惑させるかもしれない。

BC112 しかし、当審議会は、以下のように考えて、別個のリスク調整を要求することを提案している。別個のリスク調整を要求することは、

- (a) 保険者の中核的な活動に対するより明確な洞察を与える、明示的なリスクの測定をもたらす。
- (b) 複合又は残余マージンを解放するための本質的には多少恣意的な仕組みを使用して、

収益 (income) に解放する必要のある金額を減少させる。

(c) 金融商品の市場評価及びプライシングと概念的に整合する。それらは、金融商品に関連するリスクの程度を明白に反映している。

(d) 保険負債の測定がマージンを含むことを確実にし、リスクを生み出す負債とリスクフリーの負債を区別することに不可欠である。一方、単一の複合マージンは、保険者のプライシング政策を反映するが、契約開始時及び契約期間を通じて負債に存在するリスクの程度には対応しないかもしれない。

BC113 2つのアプローチには、重要な概念上の差異がある。複合マージン、及び本基準案が保険契約の測定に含める残余マージンは、どちらも契約開始時に算定された金額を配分するものであり、時間とともに特定の解放パターンに従って減少する(BC125項からBC129項参照)。一方、リスク調整は各報告期間の末日時点で明示的に再測定され、原則として各期末に増減する。

BC114 しかし、その概念的な差異は、必ずしも大きな実務的影響を持つ訳ではない。これは、時間とともにリスク調整が一般に減少するからである(リスク調整は、時として、例えばインフルエンザの罹患率の上昇が通常の季節的変動を反映しているのか、又は世界的大流行の初期の徴候を反映しているのか、生命保険者が確信を持っていない場合に、一時的に増加するかもしれないが)。これが当てはまる場合、2つのマージンを使用するアプローチ(リスク調整及び別個の残余マージン)は、当初のマージンを2つの構成要素に分割し、それぞれの構成要素を収益 (income) に解放するために異なる決定要因を使用するのと同じような効果を持つ。結果として生じる解放パターンは契約の経済的決定要因により影響されやすいが、このアプローチを実行するためには、さらにコストがかかるかもしれない。

BC115 2つのマージンを使用するアプローチは、他に重要な実務上の結果をもたらす。このアプローチは、保険契約の当初認識時に損失を生み出す可能性がより高い。例えば、カバー期間にわたる正味キャッシュ・フローの期待現在価値が、(期待現在価値 CU1,000の保険料収入と期待現在価値 CU900の保険契約者給付の支出の結果として)CU100の流入超であり、リスク調整はCU130であると仮定する。2つのマージンを使用するアプローチの下では、保険者はCU30の損失を契約開始時に認識する。その後、保険者はCU130の収益 (income) を認識する。一方、複合マージン・アプローチの下では、契約の当初測定にはCU100の複合マージンを含み、保険者は契約開始時に損失を認識しない。その後、保険者はCU100の収益 (income) を認識する。

リスク調整を見積る技法

BC116 当審議会は、リスク調整を算定するために許容される技法の数を制限することを提案している。当審議会は、かなり広く理解され、実務である程度適用されており、かつ提案

されているリスク調整の目的と整合した目的適合性のある情報を提供できると考えられる3つの技法を選定した。当審議会は以下の見方を検討した。

- (a) 技法の数を制限することは、原則主義の基準を設定するという当審議会の希望と矛盾する。
- (b) 特別な状況下では、他の技法の方がより適切、又は実行するのが容易であるかもしれない。IFRS が、特定の技法が適切となるすべての状況を詳細に明記することは、実行可能ではないかもしれない。
- (c) 時が経てば、技法は進化するかもしれない。特定の技法を明記することは、より適切な新たな技法の使用を妨げるかもしれない。

BC117 しかし、当審議会は、リスク調整を算定する技法を幅広く許容することは実務の多様性をもたらし、それが結果として生じる測定目的適合性を減少させ、利用者が異なる保険者によってなされたリスク調整を比較することを困難にするかもしれないと結論付けた。したがって、本基準案では以下のように提案している。

- (a) リスク調整を算定する原則を述べる。
- (b) その原則に従う方法として、3つの技法のみが許容されることを規定し、どのような場合にそれぞれの技法がより適切となりそうかを保険者が評価するのに役立つガイダンスを提供する。
- (c) 保険者は、リスク調整の算定のために認められる、信頼水準以外の技法を使用していたとしても、そのリスク調整を開示目的で信頼水準に変換すべきである。その開示は、保険者間の比較可能性を向上させるだろう。

リスク調整の集約レベル

BC118 リスク調整の測定のために認められた各技法は、基礎となるキャッシュ・フローの確率分布に基づいている。その分布の形状は、保険者がリスク調整を算定するレベル（例えば、契約、ポートフォリオ、法人、又は報告企業全体）に依存する。したがって、当審議会は、リスク調整の集約レベルを特定することを提案している。

BC119 当審議会は、次の集約レベルを検討した。

- (a) 個々の契約のレベルでリスク調整を算定する。しかし、このアプローチは類似の契約をポートフォリオにグルーピングすることにより、リスクをプールするという保険の原理と矛盾する。
- (b) リスク調整を、法人又は報告企業全体について直接的に算定する。しかし、このアプローチは、保険者に次のいずれかを行うことを要求する。

- (i) 企業内のすべてのポートフォリオは流用可能であると仮定する。すなわち、あるポートフォリオの余剰は、別のポートフォリオの欠損をカバーするためにすべて利用可能である。当審議会の見解では、法的及び規制上の理由で、完全な流用可能性は実際には稀であることから、これは不適切であろう。
 - (ii) 確率分布を見積る際に、流用可能性の程度を考慮する。当審議会の見解では、これは困難で負担となる仕事であり、困難な判断に頼ることになるため、目的適合性のある、又は存在する流用可能性の程度を忠実に表現する情報を生み出さないだろう。
- (c) 個々のポートフォリオのレベルでリスク調整を算定する。当審議会は、これが最も現実的な解決策であり、利用者にとって目的適合性のある情報を合理的なコストで生み出す可能性が最も高いと結論付けた。ポートフォリオはほぼ均質な契約を含んでいることから、キャッシュ・フローの確率分布を見積るには最も自然なレベルである。さらに、保険者はさまざまなポートフォリオをまとめることにより分散効果を導き出すことを期待しているかもしれないが、ポートフォリオ間の流用可能性は十分ではないため、それらの効果の程度を算定するのは困難である。

BC120 以上の検討を踏まえ、当審議会は、保険者がおおむね類似のリスクに晒され、単一のプールとして一括して管理される契約からなるポートフォリオに対してリスク調整を算定すべきであると提案している。当審議会は、このポートフォリオの説明が完全に厳密なものではないことを認識しているが、より厳密な定義は達成不能であり、この説明により利用者にとって目的適合性があり、リスクの程度を忠実に表現する情報を合理的なコストで提供できると考えている。

初日の利得

BC121 残余マージンは、契約開始時に、保険契約の当初認識時における正味利得の認識を排除する金額に較正される。「初日」の利得は、保険契約を履行するために必要とされるキャッシュ・アウトフローの期待現在価値が、受け取った又は受け取るべき対価の期待現在価値よりも小さい場合に発生し得る。しかし、当審議会は、以下の理由により、保険者は初日の利得を認識すべきではないと結論付けた。

- (a) 初日の利得の認識は、公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案と矛盾する。契約開始時、保険者はその履行義務をまだ充足していない。
- (b) 初日の利得として識別される金額が不正確であり、保険契約負債の測定の誤りから生じているというリスクがあるかもしれない。

初日の損失

BC122 当審議会は、契約開始時に損失が発生し得ることに留意した。当審議会は、保険契約者

によって支払われる金額が、給付金及び保険金の期待現在価値をカバーし、保険契約者給付が保険契約者の支払う予想保険料を最終的に超えるリスクを負担することに対して保険者に（リスク調整で測定されるように）適切な対価を支払うのに不十分である場合は、契約開始時に損失を認識するのが適切であると考えている。残余マージンは、保険契約者によって支払われた保険料の一部を配分するものである。これは配分であるから、契約開始時も事後にも負値にはなり得ない。

- BC123 BC115 項で述べているとおり、2つのマージンを使用するアプローチでは、複合マージン・アプローチよりも損失が発生する可能性が高い。さらに、当初認識において損失を識別する際にリスク調整を含めることは、公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案と矛盾するが、市場実勢から乖離した条件で発行された金融商品の処理とは整合的である。当審議会は、保険契約の測定にリスク調整を含めることが、保険契約の経済性を描写するためには不可欠であると考えている。

残余マージン

- BC124 本セクションでは、次の点を論じている。

- (a) 残余マージンの収益（income）への解放
- (b) 残余マージンの集約レベル
- (c) 残余マージンに係る利息の計上

残余マージンの解放（第50項）

- BC125 残余マージンは、以下を含む、いくつかの要因の集合とみなし得る。

- (a) 契約を組成し、ポートフォリオを構築するコスト及び努力に対する対価
- (b) アンバンドルされない（その結果、収益認識基準の範囲にある別個のサービス契約から生じるものとして取り扱われない）、補助的サービスの提供に対する対価
- (c) 商品開発に対する対価
- (d) 保険者が重要な価格決定能力を有する場合の追加リターン、又は、逆に、保険者が市場支配力を構築又は維持しようとする場合の割引
- (e) 保険者が契約に基づく履行義務を充足しないかもしれないリスク

- BC126 本基準案では、保険者がこれらの要因を別個に測定すべきであるとは提案していない。その代わりに、当審議会は、合理的な方法及び許容できるコストで、当初認識時にこれらのマージンを生み出した要因のパターンに対応する解放パターンを求めることを目的としている。これらのマージンは、別個に識別できないさまざまな要因の混合であるので、その解放パターンは、必然的に、ある程度恣意的なものとなる。リスク調整は契

約のリスクを反映するため、当審議会は、リスクが残余マージンの解放パターンの決定要因となるべきではないと考えている（ただし、リスクが、他の要因の簡便で合理的な代用として使用される場合を除く）。

BC127 その代わりに、当審議会は、契約に基づく保険者の履行に基づいて残余マージンの解放パターンを決定することを提案している。すべての保険契約には保険リスクが存在し、この種のリスクに対応する保険カバーは保険契約に基づく履行に関する支配的な要因を表すことから、当審議会は、すべての保険種類について、解放の基準として保険カバーを使用できると考えている。

BC128 当審議会は、マージンの中に非明示的に含まれる要因は、カバー期間終了後はもはや目的適合性がないと考えている。したがって、当審議会は、保険カバーの提供から生じるエクスポージャーを最もよく反映する規則的な方法で、以下のように、残余マージンをカバー期間にわたり収益（income）として認識すべきであると提案している。

(a) 時の経過に基づくが、

(b) 保険金及び給付金の発生パターンが時の経過とは著しく異なる場合は、保険金及び給付金の予想されるタイミングに基づく。

BC129 本基準案では、当期の純損益に認識される残余マージンは、報告期間の末日時点で有効ではない契約を反映するよう調整されるべきであると提案している。このことは、残余マージンが契約のカバー期間にわたり認識されることと整合的である。同じような理由から、予想以上の契約が報告期間の末日時点で有効である場合、調整は行われるべきではない。

残余マージンの集約レベル

BC130 BC120 項では、リスク調整は類似の状況に晒される契約（すなわち、類似のリスクに晒され、単一のプールとして一括して管理される契約）をまとめたポートフォリオ・レベルで算定されるべきであると説明している。しかし、残余マージンはカバー期間にわたり解放されるため、ポートフォリオ内で類似のカバー期間を有する契約のみをまとめるために、残余マージンについては異なる集約レベルを採用する必要がある。その理由のために、当審議会は、残余マージンは保険契約を集めたポートフォリオのレベルで、また、それぞれのポートフォリオ内では、契約開始日が近いごとに及びカバー期間が近いごとに算定すべきであると結論付けた。代替案は、個別契約のレベルで残余マージンの解放を算定することであるが、当審議会は、これは実行可能ではないと結論付けた。

残余マージンに係る利息の計上（第 51 項）

BC131 リスク調整は常に現在の測定であり、したがって明示的又は非明示的に貨幣の時間価値を反映するため、リスク調整に対しては利息が計上される。本基準案では、次の理由が

ら、残余マージンに対しても利息を計上すべきであると提案している。

(a) 当初認識において、残余マージンは取引価格、すなわち、保険者の顧客（保険契約者）が支払った又は支払うべき対価の一部の配分とみなすことができる。利息の計上は、公開草案「顧客との契約から生じる収益」の（重要な場合は）取引価格に対する利息の計上を企業に要求するという提案と整合的である。利息の計上は、もし契約が顧客による通常より早期の支払、又は後の支払を規定していた場合、企業は合理的に異なる金額を請求していたであろうという事実を反映する。したがって、利息の計上は、財又はサービスからの収益とは別に財務の影響を示す。

(b) 残余マージンは、保険契約の測定の一部であり、当該測定の他のすべての構成要素は、貨幣の時間価値を反映し、事後に利息が計上される。残余マージンに係る利息の計上は、この事実と整合的である。

BC132 残余マージンは契約開始時に算定され、事後に調整されないため、当審議会は、残余マージンに係る利息の計上に使用する利率を契約開始時にロックインし、事後に調整しないことを提案している。さらに、この利率は、負債の測定に含まれるキャッシュ・フローを割り引くために使用する割引率である。

BC133 当審議会は、単純化のため、及び、残余マージンを債務の構成要素を表すものではなく繰延貸方項目と見ていることを理由に、残余マージンに対して利息を計上すべきではないと考えている人々の見解を検討した。この見解は FASB により支持されており、FASB の選好するアプローチ（付録を参照）の複合マージンに適用された。しかし、当審議会はこの見解を説得力のあるものとは考えなかった。

その他の測定の論点

BC134 本基準案は、以下の取扱いに関する提案を含む。

- (a) 新契約費
- (b) ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約
- (c) 短期契約の責任準備金
- (d) 外貨

新契約費（第 39 項）

BC135 保険者は多くの場合、新保険契約を販売、引受及び開始するために重要な費用を発生させる。これらの費用は通常、新契約費と呼ばれている。一般的に、保険契約は、これらの費用を将来の保険料及び解約手数料を通じて回収するように価格設定されている。

BC136 ディスカッション・ペーパー及び本基準案で提案されている測定アプローチは、保険負

債を当初は受取保険料の金額で測定し、新契約費を繰り延べる多くの既存の会計モデルからの変更を表している。それらのモデルでは、新契約費を認識可能な資産のコストを表すものとして扱い、その資産はモデルによって、契約資産又は顧客関係無形資産として説明される。当審議会は、このような項目を別個の資産として認識するという圧力は、保険者の債務の過大計上から生じると考えている。要するに、保険者は通常、保険契約者に対し、保険者が2つのもの、すなわち、(a) 被保険損失に対し支払を行う義務の引受、及び(b) 契約の組成コスト、を賄うのに十分とみなす金額を請求する。したがって、残存する義務の忠実な表現は、保険料のうち増分新契約費のために支払われた部分を含むべきではない。

- BC137 加えて、新契約費を資産として繰り延べることは、(a)存在しない（保険者が既に受け取った現金から新契約費を回収する場合）か、又は(b)契約の測定に含めるべき将来キャッシュ・フローに関連するか、いずれかの資産を報告することになる。したがって、ディスカッション・ペーパーでは、保険者は新契約費を資産のコストとしてではなく費用として認識し、保険料のうち新契約費の回収に関連する部分と同額で収益を認識するよう提案した。コメント提出者は、（契約が不利でない限り）通常は新契約費が保険契約の当初認識時の損失をもたらすべきでないことにおおむね同意している。
- BC138 その後の議論において、当審議会は別の方法で類似の結果を達成した。当審議会は現在、保険者に発生した増分新契約費を契約キャッシュ・アウトフローに含めるよう提案している。これは契約の当初認識時の残余マージンを減少させる。残余マージンは負値にできないので、契約の価格設定がすべての増分新契約費を回収するのに不十分な場合には、当初認識時に損失が発生する。
- BC139 当審議会は、契約キャッシュ・フローは個々の保険契約について増分となる新契約費のみを含めるべきであると提案している。以下のように考えていることからこの結論に同意しない人々がいるかもしれない。
- (a) 保険者は通常、増分コストだけではなく、他の直接費、及び間接費の一定割合も含めて価格設定する。
- (b) 増分新契約費の定義は、保険者のさまざまな販売体制を十分に反映するには狭すぎる。例えば、同じコスト水準だが異なるチャネルを使う販売体制について、異なる答えとなるかもしれない（例えば、外部代理店か直販か）。
- BC140 当審議会は、キャッシュ・フローに含めるべき新契約費を、増分コストに限定することを提案している。これは、それらのコストはその契約にのみ関連していることを明確に識別できるからである。他のコストがその契約に直接関連しているかどうかの決定はより主観的になる。さらに、増分コストに焦点を当てることは、IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号が金融商品の取引コストを決定する方法と整合している。これはまた、IAS 第 18 号「収益」に付属している設例の第 14 項(b)()に説明されている、投資管理サービスを提供

する権利を確保するためのコストのアプローチと整合している（しかし、公開草案「顧客との契約から生じる収益」の下では、当該権利はもはや資産としては認識されず、権利を維持するための増分コストは費用として認識される）。

ポートフォリオ移転又は企業結合で取得した保険契約（第 40 項から第 42 項）

BC141 保険者がポートフォリオ移転で保険負債を取得する場合、通常、譲渡人から対価を受け取る。当審議会は、その対価を当初認識における受取保険料と同様に取り扱うべきであると結論付けた。言い換えると、

(a) 受け取った対価がその他の履行キャッシュ・フロー（アウトフローからインフローを控除）の現在価値を超過する場合は、その超過額は保険負債の当初認識時の残余マージンを形成する。

(b) その他の履行キャッシュ・フロー（アウトフローからインフローを控除）の現在価値が受け取った対価を超過する場合は、保険者は当初、保険負債を大きいほうの金額で測定すべきであり、残余マージンを上乗せすべきではない。その代わりに、当初測定における引き受ける負債と受け取った対価との差額は、当初認識時に直ちに費用として認識する。

BC142 同様に、企業が企業結合で負債を引き受ける場合、IFRS 第 3 号「企業結合」で特定している一部の例外を除き、当初公正価値で当該保険負債を測定する。その公正価値は、企業結合の全対価の一部、すなわち引き受ける負債に関連する部分を表すものとして見られるかもしれない。言い換えると、保険負債ポートフォリオの公正価値は、受け取った対価の公正価値に対応するものとして見られるかもしれない。企業結合で引き受ける保険負債ポートフォリオにこの概念を適用することは、以下の結論を導く。

(a) ポートフォリオの公正価値が履行キャッシュ・フローの現在価値（アウトフローからインフローを控除）を超過する場合には、その超過額は保険負債ポートフォリオの当初認識における残余マージンを形成する。

(b) 履行キャッシュ・フローの現在価値（アウトフローからインフローを控除）が負債の公正価値を超過する場合には、保険者は当初、保険負債ポートフォリオをいずれか大きい額で測定し、残余マージンを上乗せすべきではない。

BC143 BC142 項(b)で示している提案は、保険者が履行キャッシュ・フローの現在価値を下回る金額で保険負債ポートフォリオを認識することは決してないことを意味する。さらに、そのポートフォリオを当初いずれか大きい金額で測定することは、のれんの当初測定に影響を与えることになる。この提案は IFRS 第 3 号において新しい測定の例外を要求することになるが、年金負債など、公正価値でない現在価値ベースで負債が継続的に測定される他の場合について、同様の例外が IFRS 第 3 号に含まれている。

BC144 当審議会は、どのような場合に履行キャッシュ・フローの現在価値がポートフォリオ移転と引き換えに受け取った対価を超過することがあるか、又は、企業結合で取得した保険契約の公正価値を超過することがあるかを検討した。最もあり得る原因は、履行キャッシュ・フローの現在価値が保険者の不履行リスクを考慮していないという事実である。当審議会は、そのような状況において損失を即時に認識することは、保険者が履行すると予想する義務を取得したが、保険者が義務を履行できないかもしれないため低い価格を受け取ったという事実を忠実に表現すると結論付けた。

一部の短期契約の責任準備金について修正された測定（第 54 項から第 60 項）

BC145 当審議会は、一部の短期契約(すなわち、カバー期間がおおむね 1 年以下である契約で、第 55 項で指定した他の条件を満たす場合)から生じる責任準備金については、契約が不利でない限り、未経過保険料アプローチを使用して測定すべきであると提案している。このようなアプローチは、公開草案「顧客との契約から生じる収益」で提案されている顧客対価アプローチと整合している。

BC146 当審議会は、保険事故発生前期間がおおむね 1 年以下であり、かつ契約が重要な組込デリバティブを含んでいない場合、未経過保険料が履行キャッシュ・フローの現在価値及び残余マージンの合理的な近似値である(そして、より低いコストで類似した結果を達成する)と考えている。これは、短期契約のカバー期間中に重要な見積りの変更が行われる場合、それらの変更が有利である(利得につながる)よりも不利である(損失につながる)可能性が高いからである。保険者は、契約が不利になった場合に追加負債を認識するという規定により、これらの損失を認識する。したがって、保険者に対しこれらの契約について完全な測定モデルの適用を要求することは、新たなアプローチを採用するためのコストを正当化するために十分な便益を生み出さないであろう。

BC147 当審議会は、修正アプローチを許容するが要求すべきではないかについて検討した。この見解を支持する人々は、修正アプローチは、今回保険契約一般のために提案されているアプローチの長所と、短期契約についての既存のアプローチの長所を組み合わせた実用的な簡便法を提供することを意図していると主張する。すなわち、彼らは、短期保険契約について完全に新しいモデルに切り替えることによる便益の増加は、コストを正当化するために十分でないと考えている。この見解を支持者する人々は、保険者に簡便法の使用を単に許容するのではなく要求することは、簡便法の根拠と不整合であると主張する。しかし、異なる保険者の財務諸表間の比較可能性を確保するために、当審議会は、特定の条件を満たすすべての短期契約に修正測定アプローチを適用することを保険者に要求することを提案している。

BC148 保険契約一般の測定との整合性を維持するために、修正アプローチは以下の特徴も有している。

(a) 保険事故発生前債務と将来保険料の期待現在価値は、単一の保険契約資産又は負債

として表示される（BC156 項参照）。

- (b) 貨幣の時間価値の影響が重要である場合には、保険契約資産又は負債に係る利息が計上される。
- (c) 不利な契約テストの基礎は、履行キャッシュ・フローの現在価値、すなわち、保険契約一般の測定である。カバー期間が短期間であることを考慮すると、不利な契約テストのための集約レベルは、保険契約のポートフォリオ内で、契約開始日が近いごとに行うことになる。
- (d) 増分新契約費は繰り延べられ、保険料のうち未経過期間に割り当てられた部分からの控除として表示される。この繰延増分新契約費は、時間とともに、保険料を収益として認識するパターンと整合的なパターンで費用として認識される。

外貨（第 61 項）

- BC149 本基準案は、保険契約は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って、外貨換算にあたり貨幣性項目として扱うべきであると提案している。
- BC150 IFRS 第 4 号を適用している保険者は、通常、外貨で表示された保険契約に関する未経過保険料を非貨幣性項目として扱っている。しかしながら、例えば、外貨建の銀行口座で保険料を保有しており（したがって、貨幣性項目として分類される）、保険者が当該保険料の一部を外貨建の保険金支払に用いることを予想している場合、未経過保険料を非貨幣性項目と扱うことにより会計上のミスマッチが生じる。この例では、保険料の帳簿価額には為替レートの事後の変動が反映されるのに対し、非貨幣性の保険負債の帳簿価額は変動しないままとなる。当審議会は、提案されている測定モデルは将来キャッシュ・フローの見積りに焦点を当てているため、保険契約は全体として貨幣性項目と見ることがより適切であると考えている。
- BC151 IAS 第 21 号によれば、キャッシュ・フローの期待現在価値及び（キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性により決定される）リスク調整に関連する保険契約要素は貨幣性項目に分類されるが、残余マージン要素は、財及びサービスに対する前払いと類似するため、非貨幣性項目に分類されるかもしれない。しかし、当審議会は、1 つの通貨により表示された保険契約の測定の全構成要素を貨幣性項目として扱い、したがって換算レートが変動した場合には再換算することが、取引のより忠実な表現となると考えている。
- BC152 同様の理由により、当審議会は、短期契約についての修正アプローチを使用して測定される保険契約も貨幣性項目とすることを提案している。

ユニット・リンク契約の基礎となる資産

- BC153 当審議会は、ユニット・リンク契約の測定から今日生じる会計上のミスマッチについて、

ユニット・リンク契約の基礎となるファンドに含まれる次の項目に焦点を当てつつ議論を行った。

- (a) 保険者の自己株式。これらは IAS 第 32 号の下では資産として認識されないことから、今日、これらに関して会計上のミスマッチが生じている。
- (b) 保険者が占有する不動産。IAS 第 16 号「有形固定資産」では所有者が占有する不動産として取り扱うため、今日、そのような不動産に関して会計上のミスマッチが生じている。その結果、保険者は不動産を公正価値で測定することは可能であるものの、不動産の公正価値の変動を純損益ではなく、その他の包括利益で認識することとなる。

BC154 当審議会は、このような会計上のミスマッチは保険者の財務諸表を利用者にとって目的適合性及び理解可能性の低いものとし、その結果、保険者の財政状態及び財務業績の表現の忠実性を低下させると結論付けた。したがって、当審議会は以下のように提案している。

- (a) これらの項目の公正価値変動が資産プールにおけるユニット・リンク契約保有者の持分に関連する限りにおいて、保険者に自己株式を含むこれらの項目を資産として認識し、純損益を通じて公正価値で測定することを要求することにより、会計上のミスマッチを排除する（本基準案の付録 C 参照）。
- (b) 保険者も同じファンドに自己の持分を有している場合、保険者はそれらの資産を公正価値で測定すべきである。しかし、不動産の場合、不動産に対する保険者自身の持分の公正価値変動は、再評価としてその他の包括利益で認識される。

BC155 比較可能性の向上のため、当審議会は当該処理を単に許容するのではなく要求することを提案している。しかし、当審議会は、IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号で要求されない限り、ユニット・リンク契約の基礎となるすべての金融資産を、保険者に純損益を通じて公正価値で測定させる規定を導入するつもりはない。

表示（第 69 項から第 78 項）

財政状態計算書（第 69 項から第 71 項）

BC156 保険契約から生じる権利及び義務の組み合わせを、一連のキャッシュ・インフローとアウトフローを基礎とする保険契約資産又は負債の測定と整合するように、単一の保険契約資産又は負債として財政状態計算書に表示することを、本基準案は提案している。このような表示は、権利及び義務の組み合わせを、単一の契約資産又は負債を生じるものとして扱っている公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案と整合的である。

包括利益計算書（第 72 項から第 78 項）

BC157 当審議会は、保険契約の測定を構成するビルディング・ブロックの変動を報告することによって、提案されている測定モデルと整合的な、保険契約から生じる収益（income）及び費用を報告するための表示モデルを提案している。このような表示は、利用者に重要な業績要因についての有用な情報を提供する。したがって、包括利益計算書は、次の情報を提供すべきである。

- (a) リスク調整の変動
- (b) 残余マージンの解放
- (c) 当期の実際キャッシュ・フローと従前の見積りとの差額
- (d) 当期中の見積りの変更（再測定）
- (e) 保険負債に係る利息費用（すなわち、割引の「戻し」、利息費用、割引率の変更及び保険負債を担保する資産に係る投資リターンとの間の関係を強調する方法で表示又は開示する。

BC158 当審議会は、保険契約から生じる収益（income）及び費用を表示するための 2 つのアプローチを検討した。マージン・アプローチ及び保険料アプローチである。

マージン・アプローチ

BC159 マージン・アプローチは、リスク調整の変動及び残余マージンの解放を、保険者にとって重要な業績指標として表示する。

BC160 本基準案は、保険契約に関連するすべてのキャッシュ・インフローを保険契約者から受け取った預り金として、また、すべてのキャッシュ・アウトフローを保険契約者への返戻として見るマージン・アプローチを提案している。このアプローチは、これらのキャッシュ・フローに直接関連する収益（income）又は費用のどの項目も表示しないため、一部の人は「要約マージン・アプローチ」と呼んでいる。本基準案は、利用者に保険料、保険金及び費用についての情報を提供するために、開示の強化を提案している（BC167 項参照）。

BC161 要約マージン・アプローチは、次のものを別個に報告することにより、BC158 項の情報の構造に従っている。

- (a) リスクから解放されるにつれて（リスク調整の減少）、また、保険カバーを提供するにつれて（残余マージンの解放）生じる、契約に基づく保険者の履行による収益（income）
- (b) 発生する状況の変化、及び、前報告期間の末日における見積りと実際の結果との差

異

(c) 保険負債に係る利息費用。割引率の変更との関係、及び保険負債を担保する資産に係る投資リターンとの関係を強調する方法で表示又は開示される。

BC162 当審議会の見解では、要約マージン・アプローチには次の長所がある。

(a) 財政状態計算書において保険負債の測定アプローチと明確に結び付く。このような結付きを説明できていない点は、多くの現行モデルの重要な欠陥である（特に長期契約について）。

(b) 保険料を預り金と同じ方法で処理するため、預り金の受取を保険料からアンバンドルする必要がなくなる。多くのより長期の生命保険契約は、預り金要素を含んでいる。預り金と保険料を区別することは、一部の契約についてはいくらか恣意的になるかもしれない。

BC163 しかし、要約マージン・アプローチは、包括利益計算書において保険料及び保険金の金額についての情報を提供しない。ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の大部分は、特に損害保険契約について、すべての保険料を収益として見ていた。さらに、要約マージン・アプローチは、保険契約者から受け取る対価総額の一部、つまり当初認識時のリスク調整及び残余マージンのみを収益（income）として描写するため、要約マージン・アプローチは公開草案「顧客との契約から生じる収益」で定義されているようには収益を表示しない。したがって、包括利益計算書に表示されるこの収益（income）は、ファンド管理のような他の活動からの収益のための表示アプローチとは比較可能性がない。

BC164 当審議会は、保険料及び保険金についての情報を提供するために、要約マージン・アプローチを拡張するアプローチを検討した（「拡張マージン」アプローチ）。拡張マージン・アプローチでは、保険者は、報告期間中のリスク調整の変動及び残余マージンの解放の両方と、保険契約者への保険金及び給付金並びに他の費用の一部又はすべてを純損益に表示する。

BC165 しかし、場合によっては、拡張マージン・アプローチを使用して認識される収益は直接的に算定できず、保険金及び費用の一部又はすべてによってマージンの変動を「グロスアップ」することによって計算する必要がある。純損益に表示される金額は、契約開始時に算定される保険金及び費用の見積りに基づくか、又は、報告期間中に発生した実際の保険金及び費用に基づくことが考えられる。これらのいずれのアプローチが採用されても、純損益に表示される金額を算定することは、重要なコストを必要とし（例えば、過去情報を追跡することに関連するコスト）、また、財政状態計算書における金額と、明確で理解可能な方法で関連しない金額を純損益にもたらす結果となる可能性がある。したがって、当審議会は、このアプローチを棄却した。

BC166 当審議会の見解では、保険料、保険金及び費用についての情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性がある。したがって、当審議会は、このような情報の開示を要求することを提案している。

保険料アプローチ

BC167 当審議会は、収益（income）及び費用を純損益に認識するための保険料アプローチについても次のように検討した。

(a) 「引受保険料」アプローチにおいては、受取保険料は受領可能な時点で収益として表示され、同時に、対応する保険負債の増加が費用として表示される。多くの現行の会計モデルが、このアプローチを生命保険契約に適用している。

(b) 保険料の配分（又は「経過保険料」）に基づくアプローチでは、受取保険料は、保険事故発生前債務（「未経過保険料」）として財政状態計算書において表示される（すなわち、履行義務として）。保険者が保険カバーを提供することにより契約に基づく履行を行うにつれ、責任準備金は解放され、包括利益計算書において保険料収益として認識される。多くの現行の会計モデルが、このアプローチを損害保険契約に適用している。

BC168 保険料アプローチを支持する人々は、このようなアプローチは、ある期間中に提供された保険カバーに関連する保険料の金額についての情報を提供すると考える。多くの財務諸表利用者は、そのような情報を保険者にとって主要な業績指標であるとみなしている。しかしながら、

(a) 引受保険料モデルについて、保険料支払パターンは、契約期間中に保険者から提供されるサービスを反映しないかもしれない。したがって、引受保険料アプローチは、保険契約以外の契約についての収益の認識及び表示に関する現行実務、及び公開草案「顧客との契約から生じる収益」で提案されているモデルと整合的ではない。

(b) BC22 項から BC35 項で論じているように、保険料又は保険料の一部の配分は、一部の種類の保険契約にとって本質的に困難である（例えば、即時年金、ストップロス契約、並びに、重要な保証及びオプションを含む契約）。

(c) 保険料アプローチは、保険契約の測定を構成するビルディング・ブロックの変動を反映しない。

BC169 したがって、当審議会は、修正アプローチを使用して測定される短期契約の責任準備金を除いて、保険者が保険料アプローチを表示に適用することを提案しない。当審議会の見解では、そのような契約については、配分された保険料（すなわち、経過保険料）を収益として、発生保険金を費用として表す表示アプローチは、提案されている収益認識モデルと整合的であり、また、これらの契約の業績を忠実に表現する目的適合性のある

情報を利用者に提供する。

マージン・アプローチと保険料アプローチの組合せ

BC170 当審議会は、保険者が契約に基づき履行するにつれ保険料を収益として識別するために、保険カバーの明示的な測定を使用することによって、マージン・アプローチを保険料アプローチと組み合わせることも検討した。しかし、当該アプローチは、保険者に次の2つのモデルの適用を要求する。負債測定については提案されている保険契約モデル、収益として認識される金額の算定については提案されている収益認識モデルである。当審議会は、このようなアプローチは過度にコストがかかり煩わしいものとなると結論付けた。また、BC168 項(b)で言及したとおり、提案されている収益認識モデルに基づく保険料の配分の適用は、一部の種類の保険契約にとって困難である可能性がある。

その他の包括利益での非表示

BC171 本基準案は、保険契約資産又は負債の帳簿価額の変動から生じるすべての収益 (income) 及び費用は純損益に表示すべきであるというディスカッション・ペーパーの提案を引き継いでいる。ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の大部分が、その提案に同意した。しかし、コメント提出者の一部は、次の1つ又は両方の理由から、その他の包括利益に収益 (income) 又は費用の一部又はすべてを表示することを当審議会は要求又は許容すべきであると考えた。

- (a) 保険負債を担保している資産が純損益を通じて公正価値で測定されない場合に、会計上のミスマッチを避けるため (BC172 項から BC181 項) 。
- (b) 長期にわたる保険契約期間中に反転する可能性のある短期の市場ボラティリティを、保険契約資産又は負債の帳簿価額におけるその他の変動から区別するため (BC182 項及び BC183 項) 。

会計上のミスマッチ

BC172 IFRS 第4号に関する結論の根拠では、2つの種類のミスマッチを区別している。

- (a) 「経済的ミスマッチ」は、資産及び負債の価値又は資産及び負債から生じるキャッシュ・フローが、経済状況の変化に対して異なる反応をするときが発生する。例えば、保険負債のデュレーションが保険負債を担保する固定金利資産のデュレーションより長い場合に、経済的ミスマッチが発生する。
- (b) 「会計上のミスマッチ」は、経済状況の変化が資産及び負債に与える影響が同程度でありながら、異なる測定属性を適用しているため、それらの資産及び負債の帳簿価額が経済状況の変化に等しく反応しない場合に発生する。

BC173 財務諸表の利用者及び作成者並びに他の利害関係者は、保険者が保険契約及び関連資産

を会計上のミスマッチを回避する方法で会計処理することは重要であると、一貫して述べてきた。洗練された財務諸表利用者に対してですら、会計上のミスマッチの影響を説明することは、保険者にとって負担であり、より洗練されていない財務諸表利用者は、これらの影響をより理解できないかもしれないと、彼らは指摘してきた。ディスカッション・ペーパーにおいて、当審議会は、理想的な測定モデルは、すべての経済的ミスマッチを報告し、いかなる会計上のミスマッチも生み出さないであろうという予備的見解を示した。

BC174 保険者についての会計上のミスマッチの一般的な原因は、保険契約が現在の金利を反映しない基準で測定される時に、利付金融資産を公正価値で測定することに関係する。金利が変動すると、資産の帳簿価額は変動するが、保険負債の帳簿価額が変動せず、以下のような結果となる。

- (a) 「純損益を通じて公正価値で測定するもの」として分類される金融資産について、包括利益計算書及び財政状態計算書の両方で会計上のミスマッチが発生する。
- (b) 財政状態計算書では公正価値で測定されるが、純損益では公正価値で測定されない金融資産（IAS 第 39 号における「売却可能金融資産」又は IFRS 第 9 号におけるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分金融商品など）の測定について、純損益において会計上のミスマッチは（資産を売却しない限り）発生しないが、その他の包括利益において会計上のミスマッチが発生し、その結果、資本においても発生する。
- (c) 保険者が資産を売却する場合には、売却可能金融資産だけでなく、償却原価法で計上されている資産についても会計上のミスマッチが発生する。

BC175 本基準案の開発において、当審議会は、保険者についての会計上のミスマッチに対応するために以下のアプローチを検討した。

- (a) 保険者の資産に関する会計処理を変更すること
- (b) 保険負債の変動の一部又はすべてをその他の包括利益に表示することを、保険者に要求又は許容すること

BC176 当審議会の見解では、ユニット・リンク及びインデックス・リンク保険契約に関連する資産を除き（BC153 項から BC155 項参照）保険者の資産に関する会計処理を変更することは適切ではない。なぜなら、

- (a) 保険者の他の資産及び負債は、本基準案の範囲外である。
- (b) 資産の会計処理に関する業界固有の規定を作ることは、好ましくない。もしそうするならば、透明性を減少させ、保険者と保険者の財務諸表利用者のコミュニケーションを妨げる障害を存続させることになる。

(c) 保険者の資産のうち、どれが保険負債を担保するために保有されており、どれがそうでないかを識別することは不可能かもしれない。

BC177 当審議会は、IFRS 第9号に従い純損益を通じて公正価値で測定されない資産により担保される保険負債の変動を、その他の包括利益で表示することを、保険者に要求すべきか、又は許容すべきかを検討した。純損益を通じて公正価値で測定されない資産には、以下のものが含まれる。

(a) IFRS 第9号に従って償却原価で測定される金融商品 (BC178 項及び BC179 項)

(b) IFRS 第9号が利得及び損失をその他の包括利益で表示することを許容する一部の持分金融商品への投資 (BC180 項)

償却原価

BC178 当審議会は、償却原価で測定される金融資産によって担保される保険負債の帳簿価額の変動を、その他の包括利益に表示することを保険者に許容又は要求することを提案しない。そのような表示は、

(a) 純損益におけるミスマッチの一部又はすべてを解消するかもしれないが、包括利益又は資本からの会計上のミスマッチを解消しない。

(b) 複雑であり理解することが難しい。

(c) 保険者にとっては、以下の必要性があるため、負担となる。

(i) 保険負債のうち、償却原価で測定される資産により担保されているとみなされる部分を決定する。

(ii) 純損益で認識される金額とその他の包括利益で認識される金額の望ましい分割を達成するために、負債の当該部分に対する「コスト」情報を追跡する。

(iii) その他の包括利益から純損益にリサイクルするか、及び、いつ行うかを決定する。

BC179 さらに、保険者は資産に公正価値オプションを用いることにより、この会計上のミスマッチを回避できる。

一部の持分金融商品に対するその他の包括利益表示の選択肢

BC180 当審議会は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分金融商品により担保される保険負債の変動を、その他の包括利益に表示することを、保険者に許容又は要求することを提案しない。なぜなら、

(a) 保険者の保険負債は、公正価値で測定されるこれらの持分金融商品によりすべて担

保されていないかもしれない。したがって、保険者は、保険負債の帳簿価額の変動の一部をその他の包括利益に、一部を純損益に報告することになる。その結果生じる複雑性は、財務諸表利用者にとって、明瞭性、透明性、理解可能性又は有用性のないものである。

- (b) 保険負債のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分金融商品により担保されているとみなされる部分を決定する必要があるため、その規定は保険者にとって負担となる。
- (c) 持分金融商品の公正価値の変動をその他の包括利益に表示することは、任意である。したがって、保険者は上述のミスマッチを被ることを要求されない。

シャドウ・アカウンティング

BC181 保険契約から生じるすべての収益及び費用を純損益に表示する提案により、「シャドウ・アカウンティング」と呼ばれる実務の必要がなくなる。シャドウ・アカウンティングは、次のとおり2つの形態がある。

- (a) 一部の会計モデルにおいて、保険者の無配当保険の負債の一部又はすべての測定は、保険者の資産の実現利得及び損失に依存する。例えば、FASB ASC トピック「金融サービス：保険」のセクション 944-30-35^{*}は、保険契約者残高の投資から稼得が期待される金額を含む、見積総利益に基づき、一部の保険負債を測定することを要求する。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産と未実現利得及び損失とのミスマッチを解消するために、シャドウ・アカウンティングは、未実現利得及び損失が、実現利得及び損失と同様の方法で認識されるように、保険負債を調整する。本基準案における提案は、資産に係る利得及び損失に基づき無配当保険契約を測定しない。したがって、シャドウ・アカウンティングをこのように適用することは、もはや目的適合性がない。
- (b) 保険契約者が、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産に係るリターンに完全に又は一部参加する場合、シャドウ・アカウンティングは、当該参加を反映するようにその他の包括利益を調整する。IFRS 第9号は、いくつかの持分金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを許容していることから、シャドウ・アカウンティングのこの形態は、目的適合性があるかもしれない。しかし、IFRS 第9号は、そのような持分金融商品について、企業に配当収益だけを純損益に認識し、実現及び未実現利得及び損失はその他の包括利益で認識することを要求している。その結果、シャドウ・アカウンティングは、利用者が理解すること、又は作成者が適用することが容易でない複雑性をもたらすことになる可能性が高い。したがって、当審議会は、（現在、IFRS 第4号で許容されている）シャドウ・アカ

* SFAS 第97号「特定の長期契約及び投資の売却による実現損益に関する保険会社の会計処理及び報告」として当初導入された。

ウンティングを維持することを提案しない。

短期的な市場ボラティリティ

- BC182 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の一部は、保険者は、金融インプット又は市場変数の変動から生じる保険負債の変動を、その他の包括利益に認識すべきであると提案した。これらのコメント提出者は、このアプローチを、以下のとおりと考えている。
- (a) 保険者の長期的な業績と、彼らが短期的とみなす変動とを区別するので、保険負債の帳簿価額の変動のすべてを純損益に認識するよりも、保険事業の経済性をより忠実に表現することとなる。
 - (b) 一部の金融資産及び多くの金融負債に償却原価を用いる銀行のような金融機関と比較可能な基準で、業績を表示することを保険者に許容する。
 - (c) 退職後給付負債の再測定を報告するためにその他の包括利益の使用を提案している公開草案「確定給付制度」における提案と整合することとなる。ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の一部は、退職後給付負債と保険負債、特に一部の長期生命保険契約は、いくつかの共通の特性を有すると見ていた。
- BC183 当審議会の見解では、保険契約に係る利得及び損失は、短期間と長期間の両方における保険者の業績のコアの部分である。したがって、これらの利得及び損失を純損益に表示することは適切である。当審議会は、どのようにすれば、保険負債を担保している資産からの利得及び損失との関係を最も良く描写する方法で、保険負債からの利得及び損失を純損益に表示できるかについてのコメントを歓迎する。

ユニット・リンク契約の基礎となる資産（第71項及び第78項）

- BC184 ユニット・リンク契約は、内部又は外部の投資ファンドにおけるユニット（すなわち、保険者又は第三者に保有され、ミューチュアル・ファンドと類似の方法で運営される特定の資産プールであり、US GAAP では「分離勘定」と呼ばれることもある）の価格を参照して給付金の一部又はすべてが決定される契約である。
- BC185 ユニット・リンク契約において、基礎となる資産プールの投資運用成績のすべては契約保有者へ渡される。その結果、株主及び他の保険契約者は、投資運用成績からの利益を享受したり損失を被ったりしない（例えば死亡又は満期のような特定の状況における最低リターンの保証を通じるものを除く）。一方、より「伝統的」な種類の保険契約では、実際の投資リターンは、契約者へ支払う給付金を決定しない。
- BC186 当審議会の見解では、ユニット・リンク契約を担保する資産を保険者の他の資産から区分して表示することは、これらの資産は保険者を他の資産と同じリスクに晒さないのので、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することとなる。したがって、当審議会は、ユニ

ット・リンク契約について、保険者は以下のようにすべきであると提案している。

- (a) ユニット・リンク契約に基づく資産プールを保険者の他の資産から区分して表示する。これは、保険者が自己の勘定で保有する基礎となるファンドへの持分は、他の資産と一括して表示しなければならないことを含意する。
- (b) (a) の資産プールにリンクしたユニット・リンク契約からの負債の部分は、保険者の他の保険契約負債から区分する。

BC187 同様に、保険者は、ユニット・リンク契約の基礎となる資産プール及びこれらの資産にリンクする負債の部分の収益 (income) 及び費用の両方について、単一の表示科目を表示し、保険者の他の資産及び保険契約負債からの収益 (income) 及び費用から区分すべきであると、当審議会は提案している。そのような表示は、透明な方法でこれらの契約の性質を反映し、ユニット・リンク契約における保険者の業績についての情報を財務諸表の利用者に提供することになる。また、この表示は、保険者に直接影響を与える投資リターンを、契約上保険契約者へパス・スルーされる投資リターンから区別することになる。

範囲 (第2項から第7項)

BC188 当審議会は保険契約及び裁量権のある有配当性を有する金融商品に対して本基準を適用すべきであると提案している。本基準案は、保険者の他の資産及び負債を取り扱っておらず、また、保険契約者による保険契約の会計処理 (出再者によるものを除く) も取り扱っていない。

保険契約の定義 (付録 A)

BC189 本基準案はあらゆる種類の保険契約、すなわち、生命保険及び損害保険、元受保険及び再保険に対して会計モデルを適用することを提案している。当該会計モデルは、契約期間を通じて以下の両方の期間において適用される。

- (a) 保険事故発生前期間 (保険者が正当な保険金請求に応じるために待機しているカバー期間)*
- (b) 保険金請求処理期間 (保険事故は発生したが最終的な支払が未確定である期間)。一部の損害保険契約については、保険金請求処理期間は長年に及び得る。生命保険契約については、保険事故発生前期間はカバー期間を通じて継続するが、ひとたび保険事故が発生すると、保険金支払の不確実性はほとんどないか皆無であり、支払は一般的に迅速に行われるため、保険金請求処理期間は一般的に非常に短期間である。

* BC145 項から BC148 項に記載のとおり、当該モデルの修正版が短期契約の保険事故発生前期間に適用される。

- BC190 本基準案で提案している保険契約の定義は、IFRS 第 4 号の定義（IFRS 第 4 号の付録 B の関連するガイダンスを含む）に基づいている。ディスカッション・ペーパーにおいて、当審議会は保険契約の新たな定義を提案しなかったが、保険リスクの移転に関する FASB のプロジェクトからのインプットの検討と併せて、IFRS 第 4 号の定義が依然として適切であるかどうかを検討することを、本基準案を開発する際に提案した。
- BC191 当審議会は本基準案の開発にあたり、IFRS 第 4 号の定義について改善し得る点を特定するために、当該定義を US GAAP の規定と比較し、主な相違点について以下の通り検討した。
- (a) 保険契約上の便益を説明する際に、「補填（indemnification）」ではなく「補償（compensation）」を使用すること。当審議会の見解では、これらの用語はおおむね同義である。しかし、場合によっては、例えば、被保険者の死亡について一定額を保険金受取人に補償する生命保険契約の死亡給付に言及する場合には、保険契約者に補償するものとして保険契約を説明する方がより直観的かもしれない。したがって、当審議会は保険契約の定義において「補償」を維持した。
- (b) タイミング・リスクの役割。US GAAP ではタイミング・リスク及び引受リスクの両方が存在することを保険契約の要件とする一方、IFRS 第 4 号では引受リスク又はタイミング・リスクのいずれかを移転する契約を保険契約として取り扱っている。US GAAP において、引受リスク及びタイミング・リスクの概念に係る圧力の多くは、一部の保険契約の会計処理が、保険負債の測定時における予想将来キャッシュ・フローの割引を保険者に要求していないことから生じる。しかし、本基準案で提案されているモデルにおいては、そのような圧力は存在しない。したがって、当審議会は、タイミング・リスク及び引受リスクの両方の存在を要求することは提案しない。ただし、いずれかのシナリオにおいて（すなわち、保険事故が発生する場合）支払う追加給付が重要であるかどうかを評価する際に、保険者は貨幣の時間的価値を考慮すべきであるという提案を、本基準案は導入している（B26 項参照）。
- (c) 損失の概念。保険契約が重要な保険リスクを移転するかどうかを保険者が評価する際、IFRS 第 4 号では、商業実態を伴ういずれかのシナリオにおいて、保険事故が重要な追加給付を求めるものであるかどうかを検討するよう保険者に要求している（IFRS 第 4 号 B23 項及び本基準案 B24 項参照）。当審議会の理解するところでは、US GAAP における実務では、いずれかのシナリオにおいて正味キャッシュ・アウトフローの現在価値が保険料の現在価値を上回り得るかどうかを考慮される。当審議会はこれを追加のテストとして導入することを提案している（本基準案 B25 項参照）。当審議会は、IFRS 第 4 号に当該テストがないことが、誤った契約の分類を招いてきたと考える明確な理由を持ち合わせていないが、このようなテストの導入は当審議会在理解している US GAAP 上の実務と整合する。

BC192 IFRS 第 4 号の結論の根拠 BC11 項から BC60 項では、IFRS 第 4 号の保険契約の定義に関する他の面について論じている。

クレジット・デフォルトに対するカバー

BC193 IFRS では、金融保証契約を、負債性金融商品の当初又は修正後の条件に従い期日が到来したときに、特定の債務者が支払不能となったために発生する損失に対して、発行者が所定の金額を保有者に支払って補償することを要求する契約と定義している。これらの契約は、保証、ある種の信用状、クレジット・デフォルト契約又は保険契約といったさまざまな法的形態を取っているかもしれないが、会計上の取扱いはいった法的形態には依存しない。このプロジェクトのフェーズ において、IFRS4 の暫定的な解決策は以下のとおりである。

(a) 保険者がこれらの契約を保険契約として取り扱うことを許容する。

(b) 他の企業がこれらの契約を金融商品として取り扱うことを求める。この金融商品は、当初は公正価値（通常、受取対価と一致する）で測定され、以後は当該金額の償却と信用損失に関するテストが実施される。

BC194 これらの契約は信用リスクを移転する。信用リスクを移転するすべての契約を金融商品と見る人々もいる。しかし、前項に記載した契約に基づく支払の契約上の前提条件は、保有者が損失を被ったということであり、これは保険契約の際立った特徴である。したがって、当審議会は、保険契約の定義がこれらの契約を引き続き捕捉すべきであり、また、これらは本基準案の範囲内であるべきと提案している。当審議会の見解では、提案されている保険契約の会計モデルは、保険契約におけるこの特殊な領域にも等しく有効である。

BC195 当審議会における現行の金融保証契約の定義を満たす契約は、（保険リスクの移転が重要でない場合を除き）保険契約の定義をも満たすため、それらすべての契約に対して提案されている保険契約モデルを使用するという提案は、金融保証契約の定義を不要にする。したがって、その定義は撤回されることになる。

BC196 一部の信用関連の契約においては、保有者が損失を被ることが支払の前提条件とはならない。そのような契約の例として、特定の信用格付け又は信用指数の変動に応じて支払が求められるものがある。それらの契約はデリバティブであり、保険契約の定義を満たさない。契約発行者はそれらをデリバティブとして処理し続けることになる。

BC197 US GAAP では、大部分の保証の契約発行者に、それらを公正価値で認識することを要求しているが、この規定は親子会社間での保証、共通支配下にある企業間の保証、子会社のために行う親会社による保証、又は親会社のために行う子会社による保証には適用されない。2005 年に当審議会は、IFRS にそういった免除規定を導入しないことを決定しており、現在も提案していない。当審議会は、このような保証において負債の会計処理

を行わないと、契約発行者の財政状態が忠実に表現されないと考えている。

裁量権のある有配当性を有する金融商品（第2項(b)）

- BC198 当審議会は、裁量権のある有配当性を有する金融商品（「有配当投資契約」）の契約発行者はこれらの契約に本基準案を適用すべきであると提案している。これらの契約は提案されている保険契約の定義を満たさないが、当審議会は、有配当投資契約を金融商品としてではなく、有配当保険契約と同じ方法で取り扱うことによる次の利点に留意した。
- (a) 有配当投資契約及び有配当保険契約は、同じ基礎となる資産プールにリンクすることがある（また、有配当投資契約は保険契約の業績を共有することすらある）。両方の契約の種類に対して同じアプローチを使用することは、より目的適合性のある情報を利用者にもたらし、これらの契約に対する会計処理を簡素化する。例えば、有配当保険契約者へのキャッシュ・フローの分配の中には、有配当保険契約及び有配当投資契約の両方に対して合算して行われるものがあり、その合算した有配当の異なる部分に異なる会計モデルを適用することは問題を生じさせることになる。
- (b) これらの種類の契約の両方とも、多くの場合、長期、継続的に発生する保険料及び高い新契約費といった特性を有しているが、この特性は他の大部分の金融商品よりも、保険契約に一般的に認められる。保険契約に対して提案されているモデルは、これらの特徴を含む契約に関して有用な情報を生み出すという特定の目的を持って開発された。
- (c) 有配当投資契約は、相互依存するオプション及び保証の複雑なパッケージを含んでいる（例えば、最低保証、解約オプション、転換オプション及び払済オプション）したがって、これらの特徴の一部は、金融負債に対する当審議会の現行及び提案されている規定に基づいて構成要素に区分されるかもしれない。仮にこれらの契約を異なる会計処理を持つ構成要素に区分するとすれば、パッケージ全体の忠実な表現とはならず、結果として理解可能ではない情報となり、負担が重くコストがかかることになる。
- BC199 FASB は、これらの議論は当該契約を金融商品の基準の範囲から除外することを正当化するには不十分であると結論付けた（付録参照）。
- BC200 一方、当審議会は、BC198 項に記載されている議論は説得力があると考え、当該契約に本基準案を適用することを提案している。
- BC201 本基準案の範囲に含まれるべき有配当投資契約を識別するために、当審議会は、特に説得力があると考ええる要因を反映するための1つの修正を行った上で、IFRS第4号の裁量権のある有配当性（DPF）に関する既存の定義を使用することを提案している。当該修正は、有配当保険契約で行うのと同様に、当該契約が同じ資産プールの業績を共有しなければならないことを要求する。当審議会は、DPFの定義に対する他のいかなる変更を

行う理由を認識していない。

BC202 DPF の定義は、本基準案では、IFRS 第 4 号よりもあまり重要な役割を演じていない。IFRS 第 4 号では、当該定義は有配当保険契約及び有配当投資契約の両方に適用されており、当審議会が IFRS 第 4 号を置き換えるまで、特定の実務の継続を許容することに貢献している。一方、本基準案における DPF の定義の唯一の役割は、どの有配当投資契約が保険契約に関して提案されている会計モデルの範囲に含まれるかを定義することである。

BC203 さらに、有配当投資契約は、重要な保険リスクを移転しないため、本基準案は、保険契約に対する提案に対して次の修正を提案している（本基準案の第 64 項及び第 65 項）。

(a) これらの契約に対する契約の境界線の原則は、これらの契約の決定的な特性、つまり、保険リスクの存在ではなく、裁量権のある有配当性の存在に基づく。

(b) 残余マージンの解放に対して提案されている規定は、保険金及び給付金の支払パターンではなく、資産管理サービスの提供パターンを参照している。

範囲除外（第 4 項）

BC204 本基準案は、IFRS 第 4 号に基づく次の範囲除外を引き継ぐことを提案している。

(a) 製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証（BC207 項及び BC208 項参照）

(b) 従業員給付制度による事業主の資産及び負債、並びに、確定給付退職制度により報告される退職給付債務（IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 2 号「株式報酬」及び IAS 第 26 号「退職給付制度の会計及び報告」参照）

(c) 契約上の権利又は契約上の義務のうち、非金融項目の将来の使用又は使用权を条件とするもの（IAS 第 17 号「リース」、IAS 第 18 号及び IAS 第 38 号「無形資産」参照）

(d) 製造業者、販売業者若しくは小売業者が提供しているか又はリースに組み込まれている残価保証（公開草案「顧客との契約から生じる収益」及び近々公表予定の公開草案「リース」参照）。しかし、単独の契約としての残価保証は、当審議会の他のプロジェクトで取り扱っておらず、保険 IFRS の範囲に留まることとなる。

(e) 固定料金のサービス契約で、サービスの提供を主要な目的としているが、サービスの水準が不確実な事象に左右されるため、サービス提供者がリスクに晒されるもの（BC209 項及び BC210 項参照）

(f) 企業結合で支払うか又は受け取る条件付対価（IFRS 第 3 号「企業結合」参照）

(g) 企業が保有する元受保険契約（すなわち、企業が保険契約者である元受保険契約）

BC205 さらに、本基準案は、保険契約者による保険契約の会計処理を取り扱っていない。現時点では、この論点を取り扱う緊急の理由はないと当審議会は考えている。保険契約者

の会計処理を包括的に取り扱っている特定の基準はないが、いくつかの IFRS は、保険契約者の会計処理の限定された局面を取り扱っている。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」にも該当する項があり、ある項目に具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合には、会計方針を策定する中で企業が使用すべき規準の階層を特定するとしている。したがって、当審議会は再保険契約を除いて保険契約者の会計処理について検討していない。

製品保証（第 4 項(a)）

BC206 公開草案「顧客との契約から生じる収益」は、製品保証に関して 2 つのカテゴリーを識別している。

(a) 製品の製造過程で発見されなかったすべての欠陥をカバーするために、短期のカバー期間について発行される保証。このような保証は、不確実な将来の事象に対し補償を提供するのではなく、売手の履行義務の充足を確保することを意図したものであり、保険契約の定義を満たさない。

(b) 製品が顧客に譲渡された後に発生した故障に対して、顧客にカバーを提供する保証。このような保証は保険契約の定義を満たしており、当事者とは無関係の第三者によって発行される場合が多い。

BC207 IFRS 第 4 号ではすべての製品保証を保険契約とみなしているが、製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証は、その範囲から除外している。本基準案においては、製造業者、販売業者又は小売業者が発行する製品保証は引き続き保険契約に関する IFRS の範囲には入らない。当該製品保証は、保険契約の定義を満たさないと分析されていること（発見されなかった欠陥に対する保証）又は、引き続き保険契約の範囲から除外されること（事後の故障に対するカバーを提供する保証）のいずれかの理由による。

固定料金のサービス契約（第 4 項(e)）

BC208 固定料金のサービス契約は、サービスの水準が不確実な事象に左右される契約である。例えば、路上支援プログラム、及びサービス提供者が特定の設備を故障後に修理することに合意しているメンテナンス契約が含まれる。そのような契約は、次の理由から保険契約の定義を満たす。

(a) 修理若しくは支援が必要かどうか、又は、いつ必要か、ということが不確実である。

(b) 事象の発生により所有者が不利益を被る。

(c) 修理又は支援が必要な場合は、サービス提供者が所有者に補償する。

BC209 当審議会は、固定料金のサービス契約の主要な目的がサービスの提供である場合、固定料金のサービス契約を本基準案の範囲から除外することを提案している。当審議会の見

解では、収益契約のような契約に対する現行の会計実務は、そのような契約を発行する企業に関する財務諸表の利用者にとって目的適合性のある情報を提供しており、これらの契約に対する現行の会計処理を変更すれば、コストと混乱を強いることになるが、大きな便益はない。

保険契約の識別（アンバンドリング）（第8項から第11項）

- BC210 BC14 項で議論されているとおり、保険契約は一連のキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを生み出すために一体となって機能する権利及び義務の束を生じさせる。それに加え、BC15 項では、保険契約の中には単なる保険カバー以上のものを提供しているものがあることを説明している。例えば、保険契約は保険カバー以外の財又はサービス（顧客との間で収益が発生する取引）や投資（金融商品）を保険契約者に提供することもできる。それらがあたかも別個の契約であるかのように会計処理されるのであれば（アンバンドリング）、そのような構成要素は他の IFRS の範囲となる。保険カバー以外の財又はサービスは収益モデルに基づき会計処理され、投資要素は IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号に基づき会計処理されることになる。
- BC211 ディスカッション・ペーパーでは、すべてではないが、いくつかの場合において、アンバンドリングが提案され、保険者が構成要素を別個に測定することを認める相互依存性の程度につき検討した。概念的及び実務上の理由から、コメント提出者の中には恣意的でない方法でなされるのであれば、アンバンドリングに賛成する人々もあれば、すべての場合においてアンバンドリングに反対する人々もいた。
- BC212 当審議会は保険契約をアンバンドリングする便益として次の点を特定した。
- (a) 透明性 - アンバンドリングすることによって、ある構成要素が保険リスクによって影響を受けるのと同じような状況の変化に対しては反応しない保険契約の構成要素に対する洞察を提供することができる。
- (b) 比較可能性 - アンバンドリングは、保険者が、区分されてはいるがそれ以外は同一の契約（例えば、銀行又はファンド・マネージャーによって発行された金融商品）をもった他の企業と同じ方法で、非保険要素を会計処理することを意味する。これにより著しい会計上の不連続性を回避することとなる。アンバンドリングにより同種の契約には同種の会計処理をもたらすことになるので、財務諸表の利用者はその企業が引き受けているリスクを、企業が営業活動を行っている事業や業界の種類には関係なく、より理解することができる。
- BC213 しかし、当審議会はアンバンドリングの限界についても留意した。いくつかの構成要素に帰属するキャッシュ・フローが絡み合っているような場合、単一の契約を複数の構成要素に区分することは複雑な会計処理をもたらす得る。例えば、このことは、絡み合ったキャッシュ・フローを区分したり、会計上の要件に従い、異なる測定方法を使用して

キャッシュ・フローを測定したり、区分されたキャッシュ・フローを契約期間を通じて追跡したりすることを要求することとなる。さらに、場合によっては、保険者はそれぞれの構成要素にいくら配分するかを決定するための証拠を識別できないかもしれない（言い換えると、構成要素の区分は保険者の判断を求めることを超え、恣意的になる）。

- BC214 本基準案を開発するにあたり、当審議会はアンバンドリングを要求（又は許容）するかどうか、もしするならどの構成要素をアンバンドルすべきかについて検討した。すべての場合でアンバンドリングを要求することは適切ではなさそうである。なぜなら、相互依存関係にあるキャッシュ・フローが恣意的に区分され、異なった基準で測定された場合、アンバンドリングによって財務諸表の有用性が低下してしまうかもしれない事例があるからである。しかし、当審議会は、ある構成要素が契約上特定された保険カバーに密接に関連していない事例においては、当該構成要素のアンバンドリングは合理的なコストにて有用な情報を提供することとなると結論付けた。
- BC215 ある構成要素が密接に関連しているかどうかを検討するアンバンドリングへのアプローチは、区分に対する既存の規定と自然に結びつくであろう。しかし、当審議会の意図は、あらゆる保険契約に存在する構成要素に対し、網羅的な調査を要求するものではない。むしろ、構成要素のアンバンドリングの要点は、利用者が混合契約の異なる側面を理解する際の助けになり、各業界の企業間においてある程度の比較可能性を実現することにある。
- BC216 この意図を明確化し、保険者がアンバンドリングの規定を適用する際の助けとするために、当審議会は保険カバーに密接には関連しない構成要素の最も一般的な次の例を特定した。
- (a) 本基準案の第 8 項(a)に明記されている規準を満たす勘定残高を反映した投資要素。
この規準の結果として、設定金利に含まれる他部門助成効果と同様に、勘定残高に対して課されるすべての料金及び手数料は、保険要素又は他の構成要素に属することになるが、それらは投資要素の一部ではない。したがって、当該勘定残高に適用される設定金利は、設定金利及び勘定残高に対して課される料金又は手数料の間の、あらゆる他部門助成効果を除去した後に決定される。そういう意味では、他部門助成効果による影響を除けば、投資要素（勘定残高）は独立した投資契約と同じように扱われることとなる。
- (b) IAS 第 39 号に従い、主契約から区分される組込デリバティブ。組込デリバティブについては BC220 項から BC225 項で議論している。
- (c) 財及びサービスに係る契約条件のうち、保険カバーに密接に関連していないが、商業実態のない理由で、保険カバーを含んだ契約に結合されているもの
- BC217 当審議会によって検討されたアンバンドリングに対する他のアプローチは以下に基づ

くものであった。

- (a) 恣意的ではない基準によって構成要素を区分して測定することができないほど、構成要素が相互依存的であるかどうか（これはディスカッション・ペーパーにおける当審議会の予備的見解であった）。
- (b) 構成要素が、保険プロテクションの条項の一部としてはみなされないようなリスクに対して、保険契約の全体的なキャッシュ・フローの変動を発生させることができるかどうか。

- BC218 当審議会は、明確性の欠如が潜在的にあるため、これらのアプローチを棄却した。これらのアプローチのうちいずれかを使用することは、新しい区分の概念の導入となり、広範囲にわたる詳細なガイダンスを要求することになるかもしれない。
- BC219 当審議会は、アンバンドリングが要求されていない場合（すなわち、構成要素が密接に関連している場合）に、アンバンドリングを許容するかどうかについて検討した。たとえば保険者がアンバンドリングすることを選びそうもない場合でも、保険者はアンバンドリングを許容されるべきであると主張する人々もいる。一部の保険者にとっては、同種の独立した契約に対して関連性のあるガイダンスを使用して、保険契約に組み込まれた構成要素を会計処理するほうがより容易であると気付くかもしれない。しかし、当審議会は要求されていない場合にアンバンドリングを許容することは、要求していないことに対する、そもそもの理由付けと整合的でないであろうと結論付けた。意思決定に有用でないものを許容することは合理的でないと思われる。また、それは比較可能性を損なうことにもなるだろう。

組込デリバティブ（第12項）

- BC220 当審議会は、IAS第39号に基づき区分される組込デリバティブを、保険カバーに密接に関連していない構成要素の一般的な例として識別した（BC76項からBC82項において、保険契約に一般的に見られるいくつかの組込デリバティブについて論じている）。
- BC221 IAS第39号AG30項からAG33項における現行の区分ガイダンスでは、経済的特性及びリスクが主契約に密接に関連していない場合、組込デリバティブの区分が要求される。さらに具体的には、AG33項(h)において、保険契約に組み込まれたデリバティブと主契約との間に、企業が組込デリバティブを別個に（すなわち、主契約を考慮せずに）測定できないほど非常に強い相互依存関係がある場合、当該組込デリバティブは主契約の経済的特性及びリスクに密接に関連すると説明している。
- BC222 当審議会は、この現行の区分ガイダンスを適用すると、アンバンドリングに関する全般的な基準（これもまた、構成要素が密接に関連しているかどうかを考慮する）に内部的に整合することになると結論付けた（BC216項参照）。当審議会は、保険契約に関するプロジェクトにおいて、IAS第39号の区分ガイダンスは取り扱わなかった。

- BC223 一部の組込デリバティブは保険契約の定義を満たす。それらのデリバティブは IAS 第 39 号の範囲内にはないことから、保険者は、IFRS 第 4 号を当該デリバティブに適用する。当審議会は、これを変更する意図はない。組込デリバティブが保険契約の定義を満たすならば、当該組込デリバティブは本基準案の範囲内にあり、区分されない。
- BC224 保険契約に含まれる組込デリバティブの一例として、解約オプションがある。一般的に、保険契約を解約すると、契約全体（あらゆる組込デリバティブ及び勘定残高を含む）が取り消される。したがって、多くの場合、解約オプションは契約のさまざまな構成要素と相互依存関係があり、解約オプションの影響を区分することは困難かつ負担となる。IAS 第 39 号の AG33 項(h)を適用して、保険者は解約オプションが主保険契約に密接に関連しているかどうかを判断することになる。
- BC225 IFRS 第 4 号の第 8 項は、IAS 第 39 号の例外として、保険契約を固定金額で解約できる保険契約者のオプションについては、たとえ行使価格が主保険契約の帳簿価額と異なる場合であっても、保険者はこれを区分する必要はない、と規定している。IFRS 第 4 号の第 9 項でも、裁量権のある有配当性を有する金融商品に対する同様の例外が規定されている。IAS 第 39 号の AG33 項(h)において、アンバンドリングについて提案されている一般的なアプローチに整合した区分ガイダンスが既に提供されているため、本基準案では、この例外を別個の項目として引き継いでいない。その代わりに、保険者は IAS 第 39 号の規定を適用し、解約オプションを区分する必要があるかどうか判断することになる。

認識（第 13 項から第 15 項）及び認識の中止（第 67 項及び第 68 項）

- BC226 ディスカッション・ペーパーでは、保険者は保険契約の当事者になるときに保険契約を認識すべきであると提案されており、本基準案には類似の提案が含まれている。これは、他の IFRS における金融資産及び金融負債の認識に関する原則と整合している。ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者は当該提案におおむね同意した。しかし、一部のコメント提出者は、カバー期間よりかなりの時間（例えば、数か月）前に締結された保険契約の会計処理方法を明確化するよう、当審議会に求めた。彼らは、保険者はカバー期間開始前の当該契約を、むしろデリバティブ又は完全に未履行のものとして扱うべきなのかどうかを質問した。しかし、当審議会は、以下のように結論付けた。
- (a) 保険者が、カバー期間開始前に、保険契約をデリバティブ（オプション又は先物）として別個に会計処理しても、利用者にとって便益は生じないであろう。将来保険を提供するデリバティブ契約は、保険契約の定義を満たし、基礎となる保険契約と同様の方法で測定されることになる。したがって、開始前に保険契約をデリバティブとして会計処理することは、利用者に提供される情報を改善せずに、複雑性が増加することになる。
- (b) 保険者は、カバー期間の開始前に、未履行の契約と同様の方法で保険契約を扱うべ

きではない。通常、企業は未履行の契約の結果として、資産及び負債を認識しない。ほとんどの場合、契約の締結時からカバー期間の開始時までには、重要な資産及び負債は存在しないものの、契約締結時に契約を財務諸表に認識することによって、契約が不利になるような状況の変化についての会計処理を保険者に要求することになる。

- BC227 本基準案は、保険契約負債は消滅したときに認識の中止を行うべきであると提案している。この提案は、保険負債は金融負債と同じ方法で認識の中止を行うべきであるというディスカッション・ペーパーの提案及び IFRS 第 4 号の規定と整合しており、保険契約の認識と認識の中止に関して対称的な取扱いを提供している。
- BC228 ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の中には、保険金請求は時にカバー期間終了後何年も後に報告されるため、保険者は負債が消滅したかどうかを正確に知らないかもしれないと主張する人々もいた。これらのコメント提出者は、保険者が当該契約の認識の中止を行えないかもしれず、場合によっては、不合理で過度に負担となる会計処理につながることを懸念していた。しかし、当審議会の見解では、現存し、正当な保険金請求を生み出し得る契約上の義務を無視することは、保険者の財政状態を忠実に表すものとはならない。また、保険金請求が存在し得るといった情報がない場合、保険者は重要な金額で負債を測定することにはならない。したがって、重要でない金額で測定される保険負債を認識することと、その保険負債の認識を中止することは、事実上の差異はほとんどないかもしれない。
- BC229 金融資産の認識の中止は複雑なトピックであり、他のプロジェクトの議題であることから、本基準案は保険資産の認識の中止を扱っていない。

再保険（第 43 項から第 46 項）

- BC230 本セクションでは、再保険者の再保険負債及び出再者（すなわち、再保険契約を保有している保険者）の再保険資産について取り扱う。

再保険者の再保険負債

- BC231 当審議会は、元受保険負債と再保険負債に異なる規定を適用する理由を見出していない。したがって、本基準案は、すべての保険者が自ら発行したその他の保険契約について用いるのと同じ認識及び測定アプローチを、再保険者が自ら発行する再保険契約について用いるべきであると提案している。

出再者の再保険資産（第 43 項から第 46 項）

- BC232 当審議会は以下の IFRS 第 4 号の規定を変更する理由を認識していないため、本基準案はこれらの規定を引き継いでいる。

(a) 契約上の義務が（免除、解約又は期間満了によって）消滅するまでは、保険者は保険負債の認識の中止を行わない。したがって、通常、出再者は再保険契約締結時に関連する元受保険負債の認識の中止を行うことにはならない。

(b) 出再者は、再保険資産と関連する保険負債とを相殺せず、また、再保険収益 (income) 及び費用と関連する保険契約の費用及び収益 (income) とを相殺しない。

BC233 本基準案は、出再者が基礎となる元受保険負債と同じ方法で再保険資産を測定すべきであると提案している。以下の項は再保険資産の2つの面について論じている。

(a) マージン (BC234 項から BC237 項)

(b) 減損 (BC238 項から BC241 項)

マージン

BC234 出再者が再保険について支払う金額は、出再者が支払う保険料から再保険者が支払う再保険手数料を控除した額から構成され、以下の項目に対する支払と見ることができる。

(a) 基礎となる元受保険契約から生じるキャッシュ・フローの期待現在価値のうち、再保険者の持分

(b) 基礎となる元受保険契約に関連するリスクに対するリスク調整。これらの基礎となる契約について、リスク調整は出再者の負債の測定値を増加させる。一方で、このリスク調整は出再者の再保険資産の測定値を増加させる。これは再保険資産が出再者のリスクを減少させるためである。基礎となる保険契約から生じるリスクが大きければ、出再者にとっての再保険資産の価値も大きくなる。

(c) 再保険者の不履行リスク（すなわち、再保険者がカバー範囲に異議を唱える、又は再保険契約上の義務を充足できないリスク）についての調整

(d) 再保険資産の当初測定を契約開始時に支払う保険料と等しくする残余マージン。このマージンは、基礎となる元受保険契約について生じる残余マージンとは異なるかもしれない。

BC235 出再者と再保険者はともに契約上の権利及び債務を同じ方法で測定することになるが、実際には、両者は必ずしも同一の金額となるわけではない（すなわち、「ミラー・アカウントティング」ではない）。これは、その見積りが、異なる情報及び異なる実績へのアクセスや、例えば分散効果について含める調整が異なることによるポートフォリオ構成の相違に基づいているからかもしれない。

BC236 出再者が支払う金額は、通常、再保険契約から生じるキャッシュ・フローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額を上回る。したがって、再保険契約の当初認識時には、通常、正の残余マージンが発生する。当審議会は、出再者が支払う金額がキャッシュ・フ

ローの期待現在価値にリスク調整を加えた金額を下回るという稀な場合に、再保険契約における残余マージンは負値となり得るかどうか検討した。当審議会は、このような負の差額を生じさせる最も可能性のある理由は次のとおりであることに留意した。

- (a) 基礎となる元受保険契約の過大評価。出再者は元受契約の測定の見直しによって、これに対処することになる。
- (b) 例えば分散効果の便益の結果として、再保険者によって行われた有利なプライシング。当審議会は、このような場合において利得を認識することは適切であると結論付けた。これは、利得の認識が、基礎となる契約について残余マージンは負値となるべきではないという当審議会の結論に整合しているためである（ただし、基礎となる契約については、利得の即時認識ではなく、損失の即時認識という結果になる）。

BC237 各国の会計上の規定は、再保険の購入を決定するタイミングによって純損益が歪められるという問題に対処しようとしばしば試みてきた。そのような歪みは、法的に再保険契約の形態をとりながら重要な保険リスクを移転しない場合（金融再保険と呼ばれることがある）に、特に懸念される。そのような歪みは、基礎となる保険負債に係るいくつかの現行の測定アプローチにおける不適切さ、例えば、多くの損害保険の支払備金について割引前の測定基礎が使用されることから生じる。基礎となる契約の測定におけるこれらの不適切さを排除することにより、本基準案における提案は、再保険契約の当初認識時における誤解を招くような利得の認識に対する規制の必要性を著しく減少させるであろう。

減 損

BC238 出再者は、再保険者が債務不履行となるかもしれない、又は正当な保険金請求が存在するかどうか異議を唱えるかもしれないリスクに直面する。このリスクについての会計処理には2つのアプローチが考えられる。

- (a) 発生損失モデル：資産の当初認識後に発生した事象が当該資産が減損したという客観的な証拠を提供するときに限って、損失を認識すべきである。
- (b) 予想損失モデル：債務不履行又は係争から生じる予想（確率加重）損失について損失を認識すべきである。

BC239 IAS 第 39 号は、発生損失モデルを適用することによって金融資産の減損を算定する。発生損失モデルを支持する人々は、それが予想損失モデルよりも客観性があると考えている。IFRS 第 4 号の開発に際して、当審議会は再保険資産について発生損失モデルを採用したが、これは、多くの再保険資産が現在価値で測定されていない点に鑑み IAS 第 39 号との整合を達成するためであった。

BC240 しかし、提案されている測定モデルは基礎となるキャッシュ・フローについて期待値ア

アプローチを用いるため、当審議会は今や再保険資産に対し予想損失モデルを要求することを提案している。言い換えれば、再保険資産の現在出口価値は、債務不履行又は係争から生じる損失の期待（確率加重）現在価値についての減額を織り込むこととなる。これは、キャッシュ・フローの期待現在価値から始まる測定モデルと整合的である。さらに、このアプローチは、金融資産について予想損失モデルに転じることを提案している当審議会の公開草案「金融商品：償却原価及び減損」と整合的である。

- BC241 提案されている予想損失モデルは、債務不履行又は係争リスクから生じる損失が最終的に期待値を上回るリスクを反映するために、（予想損失による減額に加えて）再保険資産の帳簿価額をさらに減額することまでは含んでいない。このようなリスク調整は、本基準案で提案されているリスク調整と概念的に整合しているが、当審議会の見解では、このようなリスク調整は過度の複雑さを招く一方、出再者の財務諸表の利用者への便益をほとんど又は全くもたらさない。

開示（第 79 項から第 97 項）

- BC242 当審議会は目的として、保険者は財務諸表利用者が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解するのに役立つ情報を開示し、保険者がその原則を充足するのに役立つよう意図されたいくつかの特定の開示で補足しなければならないことを提案している。目的を明記することにより、当審議会は、さまざまな種類の保険契約に対する特定の情報のニーズを満たすための詳細かつ規範的な開示要求の必要性を排除している。しかし、特定の開示に従って提供される情報がその目的を満たすのに十分でない状況では、本基準案は保険者に対してその目的を満たすために必要な追加情報を何であれ開示することを要求している。
- BC243 当審議会は、提案の基礎として、IFRS 第 4 号の開示要求（相互参照によって IFRS 第 4 号に織り込まれている IFRS 第 7 号の開示要求を含む）を使用した。加えて、当審議会は本基準案に次の項目を含めることを提案している。
- (a) 集約レベルに関する原則（第 79 項参照）。これは、当審議会が現在行っている他の提案と整合的であり、開示原則を満たすためにもっとも有用な分解レベルを選択することを保険者に要求する。
 - (b) 認識されている金額に関する情報
 - (i) 測定モデルの重要な構成要素であるリスク調整の変動に関する開示を含めた、契約残高の変動のより詳細な調整表（第 85 項参照）
 - (ii) 測定に使用された手法、インプット及びプロセスのより詳細な説明。提案されている保険契約の測定は、測定することが困難であるかもしれない項目の現在の測定なので、使用されているインプット及び手法の透明性は財務諸表利用者

にとって重要である（第 90 項(a)参照）。

(iii) 保険者がリスク調整を算定するために信頼水準技法を使用していなかった場合（すなわち、保険者が条件付きテール期待値又は資本コスト法を使用していた場合）、開示のために、リスク調整の信頼水準への転換。当該開示は、保険者間の比較可能性を向上させることになる（第 90 項(b)、BC116 項及び BC117 項参照）。

(iv) 測定値の不確実性分析。これは、利用者に、保険者が合理的に異なる測定値に到達したかもしれない程度に関する情報を提供する（第 90 項(d)参照）。

(c) 保険契約から生じるリスクの性質及び程度に関する情報：保険者の営業における規制上のフレームワークの影響。当審議会は最近、公開草案「確定給付制度」において退職後給付について同様の規定を提案した（第 92 項参照）。

経過措置（第 98 項から第 102 項）

BC244 本セクションでは、以下の点について論じている。

(a) 移行時における残余マージンの算定（BC245 項から BC249 項）

(b) 繰延新契約費及び一部の他の無形資産の除去（BC250 項）

(c) クレーム・ディベロップメントの開示（BC251 項）

(d) IFRS の初度適用企業（BC252 項）

(e) 金融資産の再指定（BC253 項）

残余マージンについての経過措置（第 100 項(a)）

BC245 既に述べたとおり、提案されている測定モデルは 2 つの要素から構成される。

(a) 将来キャッシュ・フローの見積り及び明示的なリスク調整に基づく直接的な測定

(b) 保険契約の当初認識時に算定され、カバー期間にわたって解放される残余マージン

BC246 当審議会は、直接的な測定という構成要素を測定に導入するに際し、移行に関する具体的な問題を識別しなかった。当該測定は、現在のものであり、測定日時点の状況を反映している。したがって、保険者が必要なシステムを整えるための十分な準備期間があれば、新しいモデルへの移行時に直接的な測定を行うことは、その測定を後日行うことに比べて難しいものではないであろう。

BC247 新しいモデルへの移行において、残余マージンの残存金額を算定することは、より問題があるかもしれない。原則として、保険者は、保険契約の当初認識時に行ったように、

将来キャッシュ・フローを見積る必要がある。それを実行するのは負担が重く、コストが掛かるかもしれない、事後的な情報を利用することによってバイアスの影響を受ける。

BC248 IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、IAS 第 8 号で定義された実務上不可能な範囲への会計方針の遡及適用を禁止している。当審議会は、残余マージンを遡及的に算定することは、時として、その意味では実務上不可能となるであろうし、実務上不可能でない場合、その結果として利用者に生じる便益に比して過剰なコストが発生することが多いであろうと結論付けた。したがって、本公開草案は、保険者が新しい IFRS を最初に適用する際には、その時点の既存契約について、残余マージンをゼロとして測定すべきであると提案している。結果として、新しい IFRS が発効する時点で有効である契約については、保険者は残余マージンをそれ以降の期間において収益 (income) として認識することはない。しかし、保険者は、本基準の適用後に当初認識する契約については、残余マージンの解放により発生する収益 (income) を認識することになる。

BC249 当審議会はさらに、新しい IFRS への移行時の残余マージンを算定する別のアプローチとして、(a)移行直前の保険負債の帳簿価額と(b)その時点における履行キャッシュ・フローの現在価値との差額とする(ただし、ゼロ未満にはしない)ことを検討した。そのアプローチは、重要な追加のコストを課すことなしに以前に報告された純損益との継続性を一定程度維持するという長所があった。しかし、結果として生じる残余マージンはそれ以降の契約の残余マージンと比較可能ではなく、従前の統一されていない会計モデルに基づく収益 (income) 認識のパターンに著しく依存することになるため、当審議会はそのアプローチを棄却した。

繰延新契約費及び一部の他の無形資産の除去 (第 100 項(b)及び(c))

BC250 保険者が新たな測定モデルを適用するときは、自社の保険契約の測定を調整するだけでなく、(もしあれば)繰延新契約費や、既存契約のみに関係する無形資産のようなくつかの関連項目を除去する必要がある。それらの項目は従前の保険負債の過大表示の訂正と見ることができ、したがって、これらを除去した分、保険負債の測定値が減少する可能性が高い。

クレーム・ディベロップメントの開示 (第 101 項)

BC251 IFRS 第 4 号の第 44 項は、過去の期間におけるクレーム・ディベロップメントに関する情報の一部については保険者に開示を免除している。当審議会はコスト・ベネフィットの理由から、類似の免除規定を引き継ぐことを提案している。

IFRS の初度適用企業 (第 98 項)

BC252 提案している経過措置は、IFRS の初度適用企業及び既に IFRS を適用している保険者の両方に適用される。当審議会は、この点について、初度適用企業を異なる取り扱いとす

る理由がないと考えている。

金融資産の再指定（第 102 項）

BC253 IFRS 第 4 号への移行時に、当審議会は、保険者の金融資産が公正価値で測定され、かつ保険負債が（IFRS 第 4 号で許容されている）原価ベースで測定される際に生じる会計上のミスマッチを避けるために、金融資産を売却可能金融商品として再指定することを保険者に許容した。当審議会は、保険契約に関する新しい IFRS より前に（売却可能区分を削除している）IFRS 第 9 号を適用する保険者が、会計上のミスマッチを引き続き避けるために、許容されるならば、金融資産の一部を純損益を通じた公正価値測定ではなく、償却原価測定に再分類することを望むかもしれないことを理解している。しかしながら本基準案においては、保険負債を現在価値で測定し、すべての再測定を純損益に認識するため、保険者が金融資産を償却原価で測定し続けた場合には会計上のミスマッチが生じる。そのような結果を避けるため、当審議会は、本基準案の適用にあたり、保険者が、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定するという再指定を行うという公正価値オプションを使用することを許容することを提案している（第 100 項参照）。

発効日及び早期適用（第 99 項）

- BC254 当審議会は、2011 年の発効を目標とした IFRS（「保険契約」を含む）の発効日及び経過措置を包括的に検討し、検討の一環として、利害関係者からのコメントを募集するために、別個の協議文書を FASB と共同で公表する予定である。したがって、当審議会は個々の IFRS に関して以前に示していた選好を修正する可能性がある。
- BC255 したがって、提案されている規定では、見込まれる発効日、又は、提案されている規定の早期適用が可能かどうかについて特定していないが、当審議会は提案されている変更を実施するための十分な時間を提供するつもりである。
- BC256 当該検討の一環として、当審議会はこれらの IFRS の早期適用を認めるかどうかについても検討を行う。しかしながら、会計方針の変更によって、より目的適合性があるか、又は、信頼性のある情報となることを保険者が示す場合、IFRS 第 4 号では保険者に保険契約に係る会計方針の変更が認められていることから、IASB が保険契約に関する IFRS の早期適用を禁止することが実行可能であるとは考えにくい。
- BC257 2009 年 11 月に発行された IFRS 第 9 号「金融商品」の結論の根拠で述べているとおり、保険契約に関する新しい IFRS の強制適用日が 2013 年よりも後となった場合には、保険者が短期間に 2 つの重要な変更直面しなくても済むように、当審議会は IFRS 第 9 号の発効日の延期を検討する。

ベネフィットとコスト

- BC258 財務諸表の目的は、幅広い利用者が経済的意思決定を行う際に有用となる、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することである。この目的を達成するために、当審議会は、提案されている基準が重要なニーズを満たし、それがもたらす情報の全体的な便益がそれを提供するコストを正当化するものとなるように努めている。主に既存の投資家が新基準を実施するコストを負担する。このようなコストは公平に負担されないかもしれないが、財務諸表の利用者は財務報告の改善による便益を受け、それによりクレジットを含む資本市場の機能及び経済の中での資源の効率的な配分が促進される。
- BC259 コストとベネフィットの評価は、必然的に主観的なものである。その判断を下すにあたり、当審議会は次のことを検討した。
- (a) 財務諸表の作成者に生じるコスト
 - (b) 情報が入手可能でない場合に財務諸表の利用者に生じるコスト
 - (c) 財務諸表の利用者が代用となる情報を作成するコストと比較して、作成者が情報を作成することの比較優位
 - (d) 財務報告の改善の結果としてのより良い経済的意思決定による便益
- BC260 当審議会は、提案されている IFRS により、生命保険契約と損害保険契約及び元受保険契約と再保険契約が整合的で比較可能な方法（特定の短期契約に係る保険事故発生前期間については修正されている）によって認識、測定及び表示されることとなるので、保険者による財務報告が改善されると考えている。新たなアプローチは保険者の財務諸表に対する理解可能性も改善させるはずである。対照的に、IFRS 第 4 号では（BC5 項の説明のように）、多様な保険会計の実務が適用可能であることから、財務諸表の利用者は、同じ保険事業を引き受けている保険者同士の財務諸表を比較することができないかもしれない。しかも、IFRS 第 4 号の下では、異なる認識、測定又は表示の原則が異なる種類の保険契約に適用される場合、保険者の財務諸表には内的不整合性が含まれる可能性がある。
- BC261 当審議会は、リスク調整を別個に識別することを含むビルディング・ブロック・アプローチが、保険契約のより忠実な表現をもたらすと考えている。測定基礎は現在測定であるため、提案されている IFRS により、保険者の財務諸表で現在発生し得る多くの会計上のミスマッチも解決する。保険者の資産は、現在価値による金額（すなわち、公正価値）で測定されるが対応する保険契約負債はそうではない場合に、会計上のミスマッチが発生する。
- BC262 提案されている IFRS の規定に従うために、システム及び業務運営の変更を求められる

保険者もいるかもしれない。当審議会は、提案されている IFRS に要求される情報収集のために行うシステム変更に必要なコストは、主に IFRS 第 4 号からの移行期間中に発生すると考えている。保険者が自己の保険事業を営むのに利用している内部プロセスによっては、業務プロセスを変更するための継続的な追加コストも保険者に発生するかもしれない。例えば、ある保険者は保険契約を履行するために要求される将来のキャッシュ・フローの明示的な見積りを定期的には行っていない。同様に、リスク調整の算定は保険業界として新たな実務であるため、これを行うためのプロセス及びシステムの開発を行ってきた保険者は限られている。明示的なキャッシュ・フローの見積りを行うこと及びリスク調整の管理のために必要なシステム及びプロセスを、確立し維持していくためのコストが保険者には発生するが、これによって保険者の保険契約に関するより良い情報が利用者に提供されることになり、保険者の内部経営者が事業の営みに利用する情報の質も改善することになると当審議会は考えている。

BC263 最終的に、当審議会は、提案されている IFRS が合理的なコストで保険契約に関する財務報告を改善すると結論付けた。提案されている IFRS を開発する中で、当審議会は、一部の短期の保険契約については、提案されている IFRS を適用するコストが便益を超過するかもしれないと結論付けた。したがって、当審議会は、それらの契約については責任準備金の測定を簡素化するために、(第 56 項に基づき計算された)未経過保険料の金額の使用を要求することを決定した。BC146 項で説明しているように、当審議会は、未経過保険料が履行キャッシュ・フローの現在価値及び残余マージンの合理的な近似値となると判断した。

付 録

本公開草案の提案と FASB のアプローチとの差異

本公開草案を開発するにあたり、当審議会での保険契約に関する議論の大部分は、FASB と共同で開催され、モデルの特性に関する多くは FASB と共同で決定された。しかし、いくつかの差異が残っている。

IASB と FASB のモデルに関する主な差異は次の事項に関するものである。

- (a) 測定 - FASB のモデルでは、リスク及び不確実性は、別個のリスク調整を通じて明示的に反映されるのではなく、単一の複合マージンを通じて非明示的に反映される。IASB と FASB のモデルでは残余マージンと複合マージンを、保険契約者から受け取った又は受け取るべき対価に（それぞれ）較正しているため、保険契約の当初認識時には測定の差異は発生しない。しかし、FASB モデルにおける次の理由により、当初認識の後に差異が発生する。
- (i) 複合マージンは、リスク及び不確実性の増加を反映するために、又は、リスク及び不確実性の負担に対する価格の変動を反映するために再測定されることはない。
- (ii) 複合マージンは、次の公式に従って、カバー期間と保険金請求処理期間にわたって償却される。これは、保険者が契約に基づいて晒されるリスクの減少パターンに近似させることを意図したものである。
- $$\frac{\text{(当期に配分された保険料 + 当期の保険金及び給付金)}}{\text{(契約保険料の総額 + 保険金及び給付金の総額)}}$$
- (iii) 単純化のため、及び、FASB はマージンを債務の構成要素を表すものではなく繰延貸方項目と見ていることを理由として、複合マージンには利息は計上されない。
- (b) 範囲 - FASB は、新しい保険契約の基準の範囲に、有配当投資契約を含めないことを暫定的に決定した。それらの契約を保険契約と同様に取り扱うという BC199 項の議論は、金融商品の基準の範囲からこれらの契約を除外することを正当化するには不十分であると考えているからである。

次の表は複合マージンとリスク調整プラス残余マージンとの異同を要約したものである。

	IASB：リスク調整プラス残余マージン	FASB：複合（単一）マージン
契約開始時における利得の可能性はあるか？	いいえ	いいえ
契約開始時における損失の可能性はあるか？	はい	はい（しかし、可能性はより低い、BC115 項参照）
契約開始時における損失発生の有無の決定と当該損失の測定にリスク調整は含まれるか？	はい	いいえ
毎期、リスクは明示的に再測定されるか？	はい	いいえ
リスク調整は時の経過とともに減少するか？	通常は減少するが、例えば、新たな不確実性が発生した場合、増加する可能性もある。	N/A
リスク調整は当初認識後に増加する可能性があるか？	はい。ただし、実際には稀と考えられる。	N/A
残余マージン又は複合マージンは当初認識後に増加する可能性があるか？	いいえ	いいえ
リスク調整は時間とともにどのように収益（income）に解放されるか？	明示的に測定され、残存するリスクの減少を反映する。	N/A
残余マージン又は複合マージンは時間とともにどのように収益（income）に解放されるか？	カバー期間にわたり時間の経過に基づいて解放される。又は、契約開始時に予想されたものと著しく異なる場合は、保険金及び給付金のパターンに基づいて解放される。	以下の両方のエクスポージャーの減少に基づき解放される。 <ul style="list-style-type: none"> カバー期間にわたる保険カバーの提供 保険金請求処理期間（生命保険の場合、通常、カ

INSURANCE CONTRACTS

		バー期間とほぼ同じ)の将来キャッシュ・フローに関する不確実性
リスクからの解放が、残余マージン又は複合マージンの1つの考えられる決定要因か？	いいえ。リスク調整がリスクを説明する。	はい
移行時にはどのマージンが含まれるか？	リスク調整のみ。残余マージンはゼロに設定される。	複合マージンはもう1つのアプローチで算定されるリスク調整と同額に設定される。当該調整は事後的に再測定されることはなく、他の複合マージンと同様に単純に収益 (income) に解放される。これが、リスク調整を複合マージン・アプローチにおいて使用する唯一の目的である。

ヤン・エングストローム氏とジョン・T・スミス氏の代替的見解

- AV1 エングストローム氏とスミス氏は、保険負債を決定し、当該負債の変動を認識するために用いられる提案されている基準における多くの規定に反対であるため、公開草案「保険契約」の公表に反対した。彼らは、この提案が不適切な結果をもたらすと考えている。彼らは、この提案が、保険負債の決定について受け入れ難いほど広範なばらつきと相当程度の利益操作の余地をもたらすため、比較可能性が損なわれると考えている。さらに、エングストローム氏とスミス氏は、提案されている表示が利用者のニーズにとって不十分であり、保険が主たる活動でない会社には不適切であると感じている。
- AV2 エングストローム氏とスミス氏は、本公開草案で規定されている二重のマージン・アプローチに反対している。彼らは、それが複雑な結果を招き、比較可能性を損ね、既に極めて主観的である50年以上に及び得るキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローの見積りを一層主観的なものにすると考えている。彼らは、客観的にリスク調整を計算すること、又は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超えるリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大金額を表す見積りから何らの比較可能性も期待することは、不可能であると考えている。本公開草案では、リスク調整の見積り方法が識別されている。しかし、リスク調整は、各保険者のリスクに対する許容度と価格に基づいているため、リスク調整にどの程度の水準のリスクを含めるべきか、また、当該水準のリスクにどのような価格付けをすべきかを決定するにあたって相当程度の裁量をもたらす。エングストローム氏とスミス氏は、実際の取引を参照しない限り、リスク調整はリスクの価格付けではなく、各保険者が、リスクに対する自己の認識に基づいてある水準を選択し、当該水準での価格付けをすることによって、恣意的に選択した仮想的な金額であると考えている。提案されているアプローチでは、リスク調整とその構成要素及び残余マージンは、同じリスクでも保険者ごとに著しくばらつく可能性があるため、財務諸表上、著しい差異となって現れることになる。実際、極端な見方をすると、保険者は残余マージンを排除するようにリスクの量と価格を設定できる可能性がある。
- AV3 エングストローム氏とスミス氏は、保険負債の見積りのあらゆる種類の変動に対して残余マージンを契約開始時に固定するという本公開草案の規定に反対している。彼らは、見積りの変動には、主に保険リスクの変動と関連しないものもあり、結果として生じる保険負債の変動は残余マージンの調整として認識すべきであり、したがって、時間とともに純損益に認識すべきであると考えている。
- AV4 エングストローム氏とスミス氏は、リスク調整と残余マージンとの相互作用が比較可能性を阻害することも懸念している。例えば、2人の保険者が同程度のリスクのある保険契約を有しているが、契約開始時のリスク調整は異なり、その直後の期に一方の保険者が見積りを変更して、他方と同じリスク調整となる場合、リスク調整の変動は直接純損益に認識され、契約開始時に固定された残余マージンは両者で一致することはないため、

各保険者の期間ごとの結果は決して同じにはならない。

- AV5 スミス氏は、二重のマージン・アプローチに反対しているが、保険者が選択したリスクの水準や価格の変動から生じるリスク調整の変動を残余マージンの調整として認識し、キャッシュ・フローのリスク・プロファイルの変動から生じるリスク調整の変動を純損益に認識すれば、二重のマージン・アプローチの欠点のいくつかは軽減されると考えている。
- AV6 エングストローム氏とスミス氏は、保険契約を更新するオプションを顧客が行使するという期待の変動を純損益に認識するよう要求する本公開草案の規定に反対している。彼らは当該変動を残余マージンの調整として認識すべきと考えている。エングストローム氏とスミス氏は、保険契約を更新するオプションを顧客が行使するという期待から生じる便益は、現行の認識要件を満たさない無形資産であると考えている。彼らは、契約開始時に利得が認識されないことから、顧客行動の期待から生じる便益を保険契約の当初測定に含めることは許容している。顧客の更新の期待から生じるあらゆる正味の便益は、当該マージンに含まれる。
- AV7 スミス氏は、契約開始時に請求される保険料の一部は、経済的には保険者により売建てられた更新オプションであり、概念的にはそれを当該契約から区分し、売建オプションとして認識し、測定すべきであると考えている。区分して計上されれば、行使又は失効するまでオプションとして価格付けされ、負債として会計処理されることになる。したがって、スミス氏は、顧客が保険契約を更新するという期待の変動から生じる正味の便益は、保険負債と相殺したり、当期に認識したりすべきではないと考えている。彼は、それを残余マージンの調整とすべきであると考えている。スミス氏は、本公開草案の提案では、顧客の更新の見積りを変更するストラクチャリングの機会が助長されると懸念している。また、スミス氏は、同様のリスクのある保険契約を 2 人の保険者が締結し、契約開始時に顧客の更新の期待について異なる結果となるような場合には比較可能性がなくなることも懸念している。その直後の期に一方の保険者が見積りを変更して更新の期待が他方と同じになる場合、当該調整は直接、純損益に認識され、契約開始時に固定された残余マージンは両者で一致することはないため、各保険者の期間ごとの結果は決して同じにはならない。
- AV8 スミス氏は、有配当性を保険負債の一部として認識するよう求める本公開草案の規定に反対している。スミス氏は、保険者が支払金額や支払時期に裁量を有するため、有配当性は「フレームワーク」の負債の定義を満たさないと考えている。彼は、有配当性を認識することは、有配当性が意図に基づいて決定されるものであるため、利益操作の基礎を提供すると考えており、また、保険契約について、何が意図に基づく金額の認識を許容するほど特有であるのか理解できない。したがって、彼は、保険者が将来支払う金額に関する意図の変動を直接純損益に認識することにも反対している。スミス氏は、有配当性に関連する保険リスクはないと考えている。それらは、実質的に保険者に保険契約

の再価格付けを許容するものであり、保険商品のプライシング、すなわち請求する保険料に関連するものである。スミス氏は、有配当による支払額と顧客が更新する水準との間に関連性があることを理解している。したがって、スミス氏は、有配当性に関連する将来支払に関する意図の変更を、上述した顧客の更新の変更の認識についての彼の提案と整合するよう、残余マージンの調整として認識すべきであることを要求するだろう。

AV9 スミス氏は、非保険要素が契約で特定された保険カバーに密接に関連するかどうかに基づいて当該要素をアンバンドリングするよう求める本公開草案の規定に反対している。ある構成要素が保険に密接に関連しているかどうかは、IAS 第 39 号を修正した IFRS 第 4 号に基づくデリバティブを除き、定義されていない。そこでは、組込デリバティブと主保険契約は、企業が組込デリバティブを区分して測定できないほど相互依存的である場合に、密接に関連していると明示されている。IAS 第 39 号で明示されているように、密接な関連は相互依存性に基づくため、スミス氏は、明示的なガイダンスがない場合は、あらゆる状況でその概念が適用されるべきであると考えている。スミス氏は、当審議会と FASB が相互依存性の概念について苦心して取組み、実行可能な方法を決定できないため、それを棄却したことから、そのアプローチの適用について懸念している。スミス氏は、この概念の適用は、実行可能でなく、特にデリバティブの場合、デリバティブが主契約に組み込まれているような他の状況に適用されないため反対している。彼は、保険契約について、何が相互依存性に基づき免除されるべきとするほど特有であるのか理解できない。スミス氏は、このアプローチが保険契約にデリバティブを組み込むことにより、公正価値でデリバティブを認識することを回避するストラクチャリングの機会を生み出すと考えている。さらに、スミス氏は、保険を維持することに代え、デリバティブ・ベースの現金決済を行うことを保険契約者に認める契約を、公正価値で測定し、会計処理することを要求するだろう。

AV10 スミス氏は、裁量権のある有配当性を伴う金融商品には保険リスクが含まれていないため、それを保険契約として取り扱うよう求める本公開草案の規定に反対している。上述したように、彼は、裁量権のある有配当性は、フレームワークにおける負債の定義を満たさないため、負債として認識することにも反対している。彼は、有配当性を伴う金融商品について、何が保険負債として認識するように要求するほど特有であるのか理解できない。彼は、この規定によって、金融商品に関する会計基準により金融商品を認識することを回避するストラクチャリングを許容することになると考えている。彼は、本公開草案における有配当性という意図に基づく性質と、リスク調整をキャッシュ・フローの見積りに適用する際の主観性が、この提案されている基準の下で金融商品を会計処理するため、金融負債に有配当性を加えるよう預金等受入金融機関や他の企業を誘引することになり、会計上の裁定行為を生み出すことになると考えている。金融負債に有配当性を加えることにより、企業は組込デリバティブの区分を回避でき、若干の更新オプションを付加し、契約開始時のリスクに関する自己の許容度と価格を考慮してキャッシュ・フローを見積り、その後有配当支払の程度についての意図を変更し、直ちにその

変動を純損益に認識できる。

- AV11 エングストローム氏とスミス氏は、本公開草案が保険契約を広く定義しすぎていることを懸念している。スミス氏は、保険契約として適格である契約は、すべての権利と義務が消滅するまで保険契約のままであると明記した B33 項の規定に反対している。彼は、保険要素が消滅した契約を定義から除外するだろう。彼は、残存する義務は IAS 第 39 号又は IFRS 第 9 号で会計処理すべき金融商品であると考えている。彼はまた、特定の価格で後日保険を購入することを保有者に認める価格オプションが含まれているという理由だけで契約開始時に重要な保険リスクを移転しているとみなされる契約も、保険契約の定義から除外するだろう。
- AV12 エングストローム氏とスミス氏は、上記の懸念をすべて考慮し、本基準の適用範囲を狭くすべきであり、生命保険と健康保険の契約にのみ適用することを考えている。他の保険契約については、第 55 項から第 60 項で述べた短期契約に係る修正された方法と類似の方法を用いることが望ましいとしている。
- AV13 保険は、リスクの引受け、保険金の支払、いくらかの内部費用の負担、そしておそらくは、保険料と保険金の受払間での金融リターンの稼得に対して支払を受けるものであると記述することができる。エングストローム氏とスミス氏は、表示はそのような構造に従うべきであり、業績測定モデルにかかわらず、支払われた保険料から稼得した収益と実際の保険金コストに焦点を当てるべきであると考えている。